

第八回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

(11111)

昭和二十五年七月二十九日(土曜日)午前十時三十分開会

本日の會議に付した事件

○地方税法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) それでは只今より地方行政委員会を開会いたしました。地方税法案の審議を続行いたします。今日は第六章の昭和二十五年に於いて課する事業税及び特別所得税を審議いたします。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 二十五年及び二十六年に於いて課する事業税及び特別所得税でございますが、これは大体現在の現行地方税法の事業税及び特別所得税等の原則に對しまして、若干の調整を加えた程度でございます。基本は現在の事業税と同じような建前にいたしております。この点は二十五年及び二十六年というように両年度に跨つての規定に修正がなされてゐるわけでございます。第七百四十條はその原則を謳つたわけでございます。特別の意味はございません。

それから七百四十一條でございますが、これは事業税は所得を標準にしまして、「事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する」ということでございます。附加価値税と違ひます。法人、個人の區別なく一種、二種というふうに業体を區別いたしておりますが、これは

法人は一括して法人の事業という、現在の事業税の建前を取つております。又個人の方は一種、二種というふう

に、これも現在の建前をそのまま踏襲いたしております。成るべく現行の建前によりまして、ただ税額なり課税の対象等につきまして調整を加えただけでございます。この他の点につきましては、應急的に取りまする税でございますので、現制を維持しようという考え方でございます。それから第三項に事業の種類を書いてございまして、これも現在の事業税の立て方と特別の差異はございません。ただ念のために括弧書きになつておりましたような、例えば電気供給業、ガス供給業というものを、上に取上げまして書いていたしてあります。日本におきましては、違ひはないのでございます。尚、この第三十三号のところに、「前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの」とございまして、これは商品取引業とか、取引所業、広告業という類でございます。それから第四項の第二種事業でございますが、これは附加価値税の建前等を勘案をいたしまして、畜産業、水産業並びに第三号の「前二号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの」の三つを挙げたわけでございます。農業に附随して行ふものというものは畜産業、土地を利用して行ふものというものは放牧というふうな、土地に依存する程度の高いものでございます。その他附加価値税

について申上げましたのと同じ趣旨でございます。

それから七百四十二條の規定は、これは現行法の規定をそのまま持つて来たものでございます。七百四十三條の事業税の非課税の範囲でございますが、これも大体現行法の建前を踏襲いたしております。ただこの六号、七号に農業、林業を非課税にしようという規定を規定いたしました。この点は、すでに再三御説明申し上げましたように、附加価値税の原則を持つて来た次第でございます。それから第九号の自家努力によつて行ふところの第二種事業、即ち水産業、畜産業並びにその類似事業につきましては、これを非課税にするというところを、附加価値税と同じような原則で書いた次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 七百四十三條まで、御質疑をお願いいたします。御質問ございませんか。では次に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 七百四十四條は課税標準の規定でございますが、これは二十五年及び二十六年をまとめて書くように衆議院で修正をいたしたわけでございます。即ち二十五年におきましては二十五年一月一日の属する事業年度から二十六年一月一日の属する事業年度の直前の、一つ前の事業年度までの間の所得というものを課税標準に、法人についてはそれ。それから二十六年の方はやはり同様に二十六年の一月一日の属する事業年度か

ら二十七年の一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の所得とすることになるわけでございます。個人につきましては暦年の建前でございます。その前年の、二十五年の場合には二十四年中の所得、二十六年の場合には二十五年中の所得、こういうことになるわけでございます。

それからその他の規定は、現在の事業税の建前と同様でございます。特に御説明を申上げる必要はないと存じます。第五項に所得の定義がございまして、総益金から総損金を控除した金額。

それから第四項と九項でございますが、これは事業を廃止した場合におきましては、個人は前年の所得とそれから当該年度の事業を廃止した時までの所得とを合算した所得を基礎にしまして課税標準とするというところを書いておるわけでございます。

それから第十項でございますが、六百六十二頁の第十項の所でございまして、これは今回の新しい規定を挿入したのでございまして、公益事業に支出した場合におきましては、これを損金に算入して収益から差引くというところでございます。その他は現行と同様でございます。

が決定をして分割することにしたしておるわけでございます。尚道府県知事が定めた所得金額の総額なり、或いは各所得金額が適當でない場合においては、特別の必要があると認める場合、地方財政委員会がこれを更正するということになっております。現在は内閣総理大臣であります。これは地方財政委員会ができましたので、特に第七項におきましてその権限を總理大臣から地方財政委員会に移したわけでございます。

それから七百四十六條の事業税の税率でございますが、これは現行の税率に對しまして一律に皆二割ずつとしておるわけでございます。即ち法人と個人の行なり第一種事業は百分の十五から百分の十二、それから特別法人並びに個人の行なり第二種事業、これは百分の十を百分の八にいたしたわけでございます。

非課税の特別法人の規定は大体現行の建前を踏襲いたしまして、法令等の改正がございましたので、その整理をいたしたのでございます。

それからその他は大体現行通りでございますが、七百四十八條の事業税の免税点でございます。これは現在政令で四千八百円というふうに免税点を定めておりますが、これを約五倍引上げて、二万五千円にいたしたのでございます。これは所得税の基礎控除と同様の点を押えた次第でございます。○委員長(岡本愛祐君) そこまで七百四十八條まで、御質疑をお願いし

ます。……只今水産委員長が見えまして、水産委員長から当委員会にお出しになりました要望事項について、御説明願いたいと思います。

○委員外議員(木下辰雄君) 水産委員会におきまして決定いたしましたので、地方行政委員会に要望いたしましたので、事項を簡単に御説明いたします。修正点は多々ありますけれども、こういう場合でありますので、最も簡易にして、而も修正の可能であると存じました点を、一点だけ修正することに決定いたしましたのであります。それはこの地方税法の第二十四條に、非課税に農業、林業、何々というものをいれて非課税にいたして貰いたい。併し漁業全般を非課税にするのは税目上やありませんので、漁業の下に、政令で定めるものを除く、こういう工合に書いて貰いたいと思ひます。この改正案では水産業は附加価値税を課する、但し主として自家労力を以てなす漁業にして政令で定めるものはかけない、こういう工合にいたしておりますが、これは反対にしたいのであります。主として自家労力を以てなす漁業というものは千差万別でありまして、何千種類とあるのではあります。そのうち政令でやるというのではどういふような技術でやるか知りませんけれども、甚だ困難ではないか。それよりも課税しないものを……漁業は全部課税しないとして、課税するものだけを政令でたら非常に簡単になると存じます。そういうふうに直したいと存じます。この法案には第二十三條の第三項の二に水産業とあります。この下に、水産業の下に括弧をつけまして、第二十四條第五号に定め

る漁業を除くとして括弧をつけたい、そういういたしますと大体において水産委員会の希望が達成されるのであります。これは事業税の場合と同じであります。大体水産委員会における修正点は以上の通りであります。いろいろ事由はありますが、それは省略いたします。

○吉川末次郎君 只今の水産委員長の見解に對する政府当局の意見を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の水産委員長の御意見は、主として自家労力で云々ということを押えます。……と、漁業にはいろいろの形態がございます。……把握が困難であるし、従つて漁業ということで大体自家労力を主としていたしておりますものを非課税の方に持つて参りまして、即ち漁業という表現で非課税の方に持つて参りまして、こちらの附加価値税の非課税の範囲の方には漁業というものを別個に新らしく加えよう、こういう趣旨のよう存じます。……大体政府原案におきまして考へておきます趣旨も自家労力を基礎として行います。……零細の第二種事業を除くというようなかえ方でございます。趣旨の方向におきましては、違ひがないと存ずるのでございます。……又漁業の水産業の協同組合等につきましては、別個にそれ／＼附加価値税から差引きするよう規定を設けてございます。公益事業の支出とか組合の分配金等を一定の支出金額として差引くというよう規定も設けておるのでございます。……で、大体におきましては零細なものを除けるのではないかと、又一面免稅点もいろいろ御議論もございましたが、

九万円というやうな限度も設けてあります。……そういうやうなことを全体として眺み合せて見ますと、……と、大体零細な漁業に對しましての附加価値税というものは引かれることになる。……こういう考へ方でございまして、只今の御意見に對しましては、今後政府といたしまして、現在の段階におきましては、一応こういうやうな建前で進んで参りたいと考へておる次第であります。

○委員外議員(木下辰雄君) 徹底を欠いたところもあるようでございます。……が、私が申したのは、只今漁業といつて括弧をして政令で定めるものを除く、……と、書けば政令でずつと何すればよい。……と、全部非課税、……と、非課税に簡單であつて見易くはつきりしてゐる、……と、存ずるのであります。……と、より水産業にはいろいろのものがあつて、……と、漁業は私の狙ひは漁業というものは主として自家労力でなす漁業を指すのであります。……と、課税すべき漁業をいづつ何するのではありません。……と、第二十三條の水産業です。……と、その下に第二十四條の漁業を除くといふことをやつておきまして、……と、水産の方には全部税がかかる。……と、いふことで、政府としての損失は、これは余りない、少しあるかも知れんが、……と、法文の体裁として水産業者は大体漁業は免稅であるといふ工合にとつて外の産業とも釣合いがいい、……と、これは私は特に主張するのであります。

○吉川末次郎君 言ひまでもなく法律

は国会が作るわけでありまして、政府が作るわけではないのであります。……と、またそれのための常任委員会があり、……と、各議員は平等にそうした立法権を持つてゐるわけでありまして、木下さんもそうした立法議員の一員であり、又木下さんが委員長としておられる水産委員会の委員諸君もすべて同一の立法権を持つていらつしやるわけなんでありまして、……と、我々が仮に木下さんが委員会を代表してお出しなされてこの法案を修正する。併しながら政府の意見は今のようでありまして、……と、委員会においては賛成者が少く、……と、水産委員会の意見が、地方行政委員会では通らなかつた。併し別に委員会として御意見は十分にこれを立法化する……と、ことができる権能はみずからお持ちになつてゐるのであります。……と、その場合において然らばどういふ行動に及びになるか、……と、意思を飽くまで是非貫徹するという行動に終始して頂かなければならぬものと私は当然考へております。……と、水産委員会としての意思、又水産委員会の委員長及び個人、一国会議員、参議院議員として木下さんが、……と、考へておられるかといふことについて、私は伺ひたいと思ひます。

○委員外議員(岡田崇司君) 只今岡本委員長からのお求めによりまして、農林委員会におきまして地方税法案に対する修正の要望がございまして、これをまとめまして皆様に御配付したわけでありまして、……と、私共は非常に多くの点について今度の地方税について直して頂きたい、……と、思つておるのでございます。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 只今岡本委員長からのお求めによりまして、農林委員会におきまして地方税法案に対する修正の要望がございまして、これをまとめまして皆様に御配付したわけでありまして、……と、私共は非常に多くの点について今度の地方税について直して頂きたい、……と、思つておるのでございます。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

○委員外議員(岡田崇司君) 外に御質問ありません。……と、次に岡田農林委員長が見えておられますから、岡田農林委員長から当委員会にお出しになりました要望事項につきまして御説明をお願いいたします。岡田農林委員長。

○委員外議員(岡田崇司君) 承知しました。

それからもう一つは、今度の地方税法が施行されて参りますと、農村におきましては、相当な負担が増加して参ることになるのであります。でその堪

合には市町村が、殊に町村が果してこの税法にあるような徴税が円滑に行われるかどうかということが心配されるのであります。單に技術的に円滑に行われるとか、行われぬとかいふ問題だけでなく、これでは町村自治体のいろ／＼進行上差支えるような問題が起りはしないか。例えばこの税金が非常に重いといふようなことからいいたしまして、村民と町村当局或いは町村会議員との間にいろ／＼ないざこざが起る。これは供出制度の場合にもそういうことが起つて参りました、その結果多数の市町村長の辞任や或いはリコールや、或いは又町村会議員の辞任やリコールの問題が起つておるのであります。こういふような問題が今後相当起るのじやないかといふことが憂慮されるのであります。その点につきまして、これらをどういふふうに解決するか。又こういう問題が起らないような予防措置は政府でどういふ方法をおとすことになるか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員（小野哲君） お答え申し上げます。只今御指摘になりましたように、新税法を施行するに際しましては、いろ／＼御心配になつておられるような場合が、所によつては起るかも知れないと思つてございしますが、政府といたしましては地方団体、言い換へれば徴税側に対しまして、これが運用につきましては、従来よりも種々研究を進めて参つておるのであります。それと同時に納税者の皆さん方、即ち農民の方々に對しまして、この点についての御理解を得なければならんと考へておるのであります。我々といひましては、努めてさうな機会を

設けることによりまして、税法が円滑に実施されるように取計らつて参りたいと思つておるのであります。ただ岡田さんの御心配になつておられますように、このために町村長の立場としていろ／＼直接請求その他の問題が起るであらうといふ点でございますが、只今からさうな点については、できるだけ起らないような措置を先ず考へて行かなければならぬのであります。従来、地方財政の窮乏した事態に直面いたしまして種々問題が起りましたことは、私共も十分に認識をいたしておるのでございますが、今回の税法の施行に當りましては、さうな事態が起らないように、我々としても折角誠意を以て努力もいたし、又地方団体に對しまして指導をするように心掛け、又これを実行に移して参りたいと思つておるやうな次第でございます。只今の御心配の点は十分に拜承いたしまして、これが對策に組織を来さないやうに進んで参りたいといふことを申上げて置きたいと思つております。

○委員（岡田愛蔵君） 只今の岡田農林委員長の御説明より政府委員の意見なりに対しまして、御質疑ございませうか。……それでは有難うございまして。運輸委員長はまだ見えませんから、法案の審議を続行いたします。○中田吉雄君 ちよつと後に戻りますけれども、事業税の免税点について質問を許して頂きます。○委員（岡田愛蔵君） どうぞ。○中田吉雄君 第七百四十八條なんです、免税点が設けてありますが、但書を見ますと、但し、財政上その他特別の必要がある場合においては、所得

金額が二万五千円に満たないときであつても、事業税を課するといふことにつきまして、この免税点の規定は、事實上或る意味では無視されたやうな形になつておると思つております。特にこの度府県税が入場税と遊興飲食税と事業税になりまして、特に入場税と事業税として政府が見積られたのよりは、我々はどうしても徴税額が下廻るものであるといふことを予想するわけでありまして、さうしますと、どうして入場税ができませんから、挙げて事業税においてその不足額を徴税しようといふことになつて来ると思つて、この但書を免して、非常に零細な中小小工業業者、個人企業者なんかに對しまして、多くの事業税が課せられることになると思つておるやうな場合、この但書の財政上その他、特に必要のある場合といふのは、どういふことを意味しておるのですか。只今の私の言つたやうな歳入欠陥の場合ですか、どういふ意味ですか。

○政府委員（鈴木俊一君） この但書は、現在四千八百円といふことに免税点がなつておるわけでございますが、それを一挙に五倍近くの二万五千円に引上げたわけでございます。そこでさういふ一つの経過的な措置として、今御指摘のやうな歳入欠陥のございしますやうなやうな府県でございしますと、さういふやうな場合には、大体平衡交付金によつて一応見て行けるわけでございますが、さういふ平衡交付金で見られませんが、さういふ府県の特例な財政需要がございまして、さういふやうなところまで抵げて、これを取る

ことによつて、その財源を得たいといふやうな場合に、これが利用せられることになるであらうと思つております。平衡交付金の算定の基準といたしましては、これは各府県一律に勿論二万五千円といふところで落してございしますから、特に或る府県が不利になるといふやうなことはしない考へてございしますが、ただその府県におきまして、さういふ特別な財政需要額がございしましたときは、さういふものに一つの財源を見付けて賄つて行く、さういふこともあらうかと考へまして、さういふ規定を入れた次第であります。

○中田吉雄君 平衡交付金の配付の基準になります基準財政収入といふのですか、それは先般頂きました入場税、遊興飲食税、附加価値税の手定収入額が基準になるものであります。○政府委員（鈴木俊一君） この点につきましては、平衡交付金の非常に大きな問題の一つとして、地方財政委員会が今研究中でございします。標準の財政需要額をどういふ単位で見、それをどういふやうに法定するかといふことに對照いたしまして、収入の方では、それだけの法定税目の府県収入といふものは、さういふものを基準にして見て行くかといふことが非常に大きな問題であります。その基準といたしましては、各地方団体に共通の公平な基準を取らなければならぬのでございまして、今財政委員会において研究中でございします。従いまして、各府県のそれぞれの特殊の点を押さへるといふことはございしませんので、それが又全体の均衡化の原則でございしますから、基準収入につきましては、さういふふうによ

りたいと考へております。○中田吉雄君 先に申上げました点から、基準の収入をどういふふうに変定するかといふことが非常に問題ですが、どうしても先般頂きましたやうなものが一応基準になると思つてございしますが、さうしますと、附加価値税から事業税に暫定的に二ヶ年間改めたことによつて、小さい府県特に法人組織が少く、個人企業が多いといふやうなところにおきましては、さういふものもすれば基本になる財政収入が多く見積られ勝ちになると思つてございします。従つて平衡交付金は余り賄はれないし、結局県の財政需要を賄うためにどうしてもこの但書が結局必要條例としてこれは適用されるのじやないかと思つて。

○政府委員（鈴木俊一君） 今の平衡交付金の基準財政収入を測定いたしまする基準としては、地方財政委員会で見方の基準を示しまして、それによつて各府県が事業の基準財政収入といふものを出しまして地方財政委員会に出して来るわけでありまして、地方財政委員会は府県財政の需要額との差額に對して交付金を出すわけでございます。が、要するにその算定の基礎になるといふ場合におきましては、これはそれぞれその申出を認めておられますから、不當な算定或いは過つた算定といふやうなものにつきましては、十分再審査の機会があるわけでございます。その点は御心配がない、とかやうに考へております。○中田吉雄君 平衡交付金が千五百円になる、さういふやうな地方税法案が出まして、地方の財政計画がすでにできていますのに、この基準財政収入を

把握する正確な方法ができていないの
ですか、これからですか、できてるけ
れども委員会の運用上これを示さん
でございませう。

○政府委員(鈴木俊一君) これは勿論
地方財政委員会におきまして研究中で
ございまして、研究中の内部案とい
うものはいろいろございまして、さ
ういふものが、まだこの席で御披露を
上げるまでの段階に至っていないとい
うこととございませう。

○中田吉雄君 それではまあ仕方があ
りませんが、一つ十分の但書が必要
以上に懸念されんように、そして小
さな零細企業、零細個人企業が不当に
追はれんように、一つ十分の配慮を
願ひいたしまして、質問を打ち切
ります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ご
さいせんか。……それでは次に移
ります。七百四十九條。

○政府委員(鈴木俊一君) 七百四十九
條は事業税の課税標準及び税率の特例
でございまして、これも従来から電気
供給業、ガス供給業、運送業につきま
しては、所得金額を押しませんで、収
入金額を一つの標準として押えまし
て、それに対して一定の率を掛ける
と、こういう建前になつておつたわけ
であります。その建前をこれはそのま
ま踏襲しておるのでございまして、
即ち従来は収入金額に対して百分の
二となつておつたのでございませう
が、これも二割を減らしまして、百分
の一・六ということにいたしました次第
でございませう。ただこれは衆議院の修正
によりまして、少しも字句が動いてお
りまして、新たに第二項というものが加
わつております。この加わりましたも

のは、実は本年度の電気供給業及びガ
ス供給業に関する算定が少し變つて参
りましたので、特に書き加えたわけ
でございませう。この衆議院の修正案の第
二項の点を御覧頂きますと、ここには
法人の行う電気供給業及びガス供給業
に対する事業税のうち、昭和二十五年
一月一日から同年十二月三十一日まで
の間の日の属する事業年度分について
は、前項の規定に拘わらず、その課税
標準は当該事業年度開始の日から、同
年八月三十一日までのおける収入
金額を押し、それから二十六年一月一
日から当該事業年度終了の日までの間
における収入金額、この二つを押し
て、前の方の税率、前の方に適用しま
する標準税率は、課税標準額のうち、
当該事業年度の初日から昭和二十五年
八月三十一日までのおける収入金
額につきましては、百分の二・四、それ
から二十六年一月一日からの当該事業
年度終了の日までの間における収入金
額につきましては、百分の一・六とす
る、こういうふう書いてあるものであ
ります。この趣旨は本年はすでに事
業税が軽減されないものとして、この
電気、ガスにつきましては、すでに料
金と一緒に百分の二・四の金額を徴収
いたしておりました。この徴収を更に八
月三十一日、来月の月末まで続けて参
りますと、結局今年は一・六から八
月三十一日までの八ヶ月間の百分の
二・四という税率で電気、ガスの供給
業に対する事業税を取つておること
なるのでございませうが、この百分の
二・四という税率を百分の一・六に今
度下げるわけでございますから、百
分の一・六の税率を若しも仮りに本年
の一月一日から適用して参りますと本

年の十二月三十一日までその税率で取
るといたしますと、その税額と、今
申上げました本年一月一日から百分の
二・四で八月三十一日まで取りました
税額とが丁度同じことになるわけでご
ざいませう。言い換えれば八月三十一
日までには百分の二・四で税金を取つてし
まつておりましたので、もう九月一日か
ら十二月三十一日まで分は税金を取
らないでも本年度分はすでに八月三十
一日までに納めてしまつておる、こ
ういふ恰好になるのであります。そこ
でここに書いておきますのは、本年度の
分については、八月三十一日までの収
入金額に対して百分の二・四を掛けた
ものだけが税である、こういうことを
言つておるわけでありませう。それから
後の方は来年の一月一日からの分でご
ざいませう。これは原則通り百分の一・
六ということにするといふことを言つ
ておるのでございませう。例を挙げて申
しますと、例えば或る配電会社の事
業年度が本年の四月に始まつて来年の
三月三十一日まで終るといふことを想定
をいたしますと、八月三十一日まで
の分の収入金額に対して百分の二・四
を掛けて、九月一日から十二月三十一
日まで分の収入金額のものにつきまして
は税金をもう見ないものであります。更
に来年の一月一日から三月三十一日ま
では百分の一・六を掛ける、この四月
から八月三十一日までの収入金額に百
分の二・四を掛けましたものと、来年
の一月一日から三月三十一日までの収
入金額に百分の一・六を掛けましたも
のが四月一日から来年の三月三十一日
までの今事業年度の電気、ガス供給業
の事業税である、こういうことになる
わけでありませう。そういう関係の訂正

でございませう。実質的には政府案にお
きまして、前に考へておりましたの
と同じこととあります。ここで古い現
行法では百分の二になつておるのを百
分の二・四ということにしてあります
が、この二・四の四は都市計画割を
考へておるわけでありまして、実際の徴
収金額としては百分の二に、更に四を
加えたものを取つて来ておつたわけ
であります。ところが都市計画割も今回
はこれを廃止をいたしましたので、実
質的には百分の二・四が百分の一・六
になる、こういうこととあります。

それから七百五十條は納期の関係の
特例でございまして、これは固定資産
税、市町村民税等との関係を考へまし
て、九月と十二月にいたしておりませ
うが、来年度は衆議院におきましての修
正の結果八月、十一月にいたしてお
るのであります。これは他の税との調整
を図つてやつておるわけでありませ
う。七百五十條以下は徴収に関する手続
でございませうが、これは現在の手続と
同様でございませう。

七百五十四條の過ち、これも同様で
あります。七百五十五條の質問検査権
は、これは新しい例に従つて入れた
わけでありませう。検査拒否の罪もある
のであります。納税管理人、これも現
在の制度をとつておる次第でありま
す。

○委員長(岡本愛祐君) そこまでにし
ましよう。七百五十九條まで御質問願
ひます。

なぜ衆議院の修正のような第二項の
面倒臭いことをするのですか。八月三
十一日までの分を取つて、九月一日か
ら十二月三十一日まででは取らないとい
うことは、どういふ必要からそういう

ことをするのであるか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、
この政府原案におきまして、別の附加
価値税のところに同様の規定があるん
であります。それを来年度から附加価
値税に切替えるというのが政府原案で
ありますから、附加価値税の経過規
定のところに、その趣旨のことを謳つ
ておりましたのを、本年度は修正案に
よりまして来年度が経過年度になりま
して、本年度は経過年度でございま
せんので、こちらの方に場所を移した
だけなのであります。移すに際しまし
て、書き方を更に分り易くしたとい
うだけでありませう。この七十一條に収入
金額の規定がございませうが、これはや
はり電気、ガス供給業については事業
年度開始の日から二十五年八月三十一
日までの収入金額といふことをここで
も謳つておりました。

○委員長(岡本愛祐君) 私がお尋ねす
るのは、なぜそういうことをする必要
があるかといふことです。

○政府委員(鈴木俊一君) それは今申
上げましたように、高い税率です。今
年の一月一日から税金を取つてお
りますから、九月一日から仮に税率を
下げて適用いたしまして、余計取過
ぎることになるわけなんです。もう八
月三十一日までで税金相当額のもの
を、軽減された税金相当額のものを取
つてしまつておきますから、そこで九
月一日以降はその税金相当額の部分は
もう取らない。そういうことにはいた
しませんといふと、税率を下げましたに
拘わらず、それ以上に取ると、こうい
うことになりませうので、そこで七月
一日から八月三十一日までの分だけを
収入金額にしまして、それに現在取り

つづあるところの百分の二・四の税率を掛けて取るわけでありませう。その税額と仮に今年一月一日から下げた一・六の税率で全収入額に掛けましたものが同額になるわけでありませう。そこで八月三十一日まで高い税率で取つておれば、本年度分は全部取つてしまつたという事になりますので、こういう規定を置く必要があるわけでありませう。

○委員(岡本愛祐君) 事業税はまだ徴収ができないで、取つていないのでしよう。

○政府委員(鈴木俊一君) 電気、ガスの関係はこれを取つておるわけですが、料金に加工をして取つておるわけでありませう。

○石川清一君 料金に加工をして取つた場合に、八月三十一日以降税金の空白と言いますが、そういう事態が起きるので何かしら税金を多く取つたら、電気会社或いはガス会社が潰れて行くという様な感じを受けるので、これを取つても差支ないし、今までこういうように、法の改正のときに遡及して取らなかつたという様なことは今までございませうか、お尋ねします。

○政府委員(鈴木俊一君) 先程申し上げましたように、すでに今年度軽減された税率で取るべき税額は、電気料金の徴収の際に取つてしまつておりますので、そこで九月一日以降は電気、ガスの料金を、この税金が減じました……、要するにもう全然なくなつちまうわけですから、それだけ今年度内は料金を下して貰う。こういうふうな物価の方において処置をして貰うわけでありませう。

○委員(岡本愛祐君) それでは次に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 七百六十條は脱税の罪でございますが、附加価値税に合せまして、三年以下五万円以下というふうにしたわけでありませう。

それから七百六十一條、七百六十二條は前の税と同様の規定でございます。七百六十三條は延滞金の規定でございますが、この点だけを新らしく加えまして、その他、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金という様な制度は事業税についてはとっておりません。

それから七百六十四條違法又は錯誤に係る事業税の賦課の救済、これは前の救済の方法と同様の規定でございます。

七百六十五條の督促、七百六十六條の督促手数料、七百六十七條の滞納処分、これはいずれも同文でございます。七百六十八條の滞納処分に関する罪も同様でございます。七百六十九條の検査拒否の罪も同様でございます。七百七十條の交付要求も同文であります。

それから七百七十一條の延滞加算金でございますが、これもすでに説明しましたように、当分の間は督促状を發した場合には取るものであります。

七百七十二條以降は国稅犯則取締法の準用でございますけれども、これも從來説明申し上げましたのと同様であります。

○委員(岡本愛祐君) 以上御質問でございますが……御質問ございませうければ、第三節特別所得税に移ります。

○政府委員(鈴木俊一君) 七百七十六條以降は特別所得税の規定でございます。事業税と同じような建前で規定しておるものでございませう。第一種業務は現行の第一種業務と同様であります。第二種業務を加えております。

が、建前は同様でございます。それから第二種の方は、これも現行の第二種と同様でございます。それから七百七十七條の課税標準でございますが、これは前年度の業務の所得を基礎にします。これも現行と同様でございます。

それから七百七十八條の二以上の道府県において行ふ業務に対する特別所得税の取り方でございますが、これは主たる業務所又は事務所所在地の知事がこれをやるということで行ふと同様でございます。ただこれに不服のございませう場合には、この更正決定は内閣總理大臣がやつておりましたことをしたのであります。

それから七百七十九條の税率、これは第一種につきましては、百分の八を二割落して百分の六・四にいたした。第二種は百分の十を百分の八にいたしたのであります。七百八十條の免稅点につきましては事業税について申上げましたのと同趣旨でございます。次の七百八十一條の納期、これも事業税と歩調を合せておりました。九月、十二月といたしまして、来年度はこれを八月と十一月にいたしておる次第であります。これは例年度と同じであります。

それからその他徴収の方法でございますが、これは事業税の徴収の方法と同様でございます。普通徴収の方法によるわけでありませう。申告に關する罪、不申告の過料、これらいずれも同様であります。

徴税吏員の質問検査権、それからこれに關係の罪、それから納税管理人に關する規定も、これも同趣旨でございます。

脱税につきましては、金額を五百万円というのを百万円に落しておりますが、その他、大体事業税なり附加価値税と同じような規定でございます。納期限の延長、減免、これはいずれも同趣旨の規定でございます。延滞金もこれは事業税と同様であります。賦課に關する異議申立、これも同様であります。

督促手数料、滞納処分、これはいずれも同文でございます。滞納処分に関する罪も同様であります。その検査拒否の罪、或いは交付要求、延滞加算金、國稅犯則取締法の準用、これはいずれも事業税と同文でございます。

○委員(岡本愛祐君) 特別所得税につきまして、御質問を願ひます。

○石川清一君 事業税と關係いたしますが、特別所得税の場合に於いては、「道府県は、前項の標準税率と異なる税率で課する場合には、あらかじめ、地方財政委員会に対してその旨を届け出なければならぬ」と書いてありますが、異なる税率で課する場合というのは、どういふことが予想されますか、お尋ねいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この予め届出なければならぬということでございますが、これは現在の制度では總理大臣に報告をいたしまして、總理大臣が地方税の審議会にかけまして、その意見によつてこれを処理することになつておるわけでございますが、そういうふうな税制の自主制をやや抑えるような恰好は面白くないであらうということ、單に予め地方財政委員会に出るということ、地方財政委員会としてはどうしてそういうふうなこれを法定化するかという理由を聞く程度に止めておるわけでありませう。その間に、おきまして、何らかこれを、そうする必要がないと、そうしないでもつと別の方法があるとか、いろいろ話し合ひがあるでございませうが、それは飽くまでも法律上の拘束力はないわけでありませう。ただ予め届出るといふ事、実行をやりさえすればよろしい、こういう建前になつておるわけでありませう。

○石川清一君 この場合にも大きな影響、問題が起きると思つておりますが、固定資産の価格の客観、或いは大工場の三、四以上ある町村の償却資産の配分に対するいろいろの問題が起きて参りまして、この事業税の課率に、いろいろの点が起きて来ると思つたのですが、これはどこまでも届出だけでよろしいのですか、届出に伴つていろいろな地方財政委員会の指示に従うという様な前提の上に立つて届出となるのですか、もう一度明確にお願いいたします。これはどこまでも届出の形式だけでいいものかどうか。外に影響がないものかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この税法におきましては、そういう場合におきましてただ地方財政委員会は届出を受理するだけであつて、積極的に指示とか決定とかいふことは、地方財政委員会が監督をするという規定がございませうから、そういうものの運用によりまして非常に不適当であるという様な

場合におきましては、これは意見は述べることではあるわけでありますが、併し必ずそれに従わなければならないという拘束力はないわけであります。

○石川清一君 若し届出でなかつた場合には、どういふことが法的にとられまうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは予め必ず届出でなければならぬということになつておりました、この届出ということがやはり一つの効力規定、従つてこの措置を講ぜずして税率を定めた場合におきましては、これは違法であるとかように考えます。

○石川清一君 それでは予め届出でなければいゝ、こゝういふように解釈してよろしうございますか。

○政府委員(鈴木俊一君) その通りでございます。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ございませう。それでは附則を除きまして本文はこれで逐條審議を終りました。

運輸委員長が見えましてから、運輸委員長から本委員会に提出されました要請につきまして御説明を願ひたいと思ひます。

○委員外議員(佐々木康蔵君) 運輸委員会として本委員長の手許に要請書類を出しておるのであります、この問題は、御承知の通り、陸運、海運ともこの地方税に課せられるのが非常に多くなりますので、これを改正を願ひたいといふことであります。

本件につきましては第七国会において地方税法修正に関する運輸委員会の要望事項を貴委員会に通知し、法案御審議に当り当委員会の議を尊重せられんことを申したいしてあります

が、第八国会においてはすでに連合委員会において当委員会代表者より意見を開陳すると共に、七月二十五日の運輸委員会において前回の申入を再確認し、且つ新らしい修正案に伴う意見を加え、要望事項の主要なるものを左記の通り決定いたしましたから、本法案御審議に当つて当委員会の議を尊重せらるるよう格別の御配慮を願ひたいと考えます。これを申上げますと、海運関係

(一) 船舶法の適用を受ける船舶については、地方税法案における固定資産税の課税客体より除外し、独立税たる国税とし、適正な税率を設けること。

理由 (一) 船舶についての課税を地方税とするときは、地方公共団体間における税率の相異による船籍港の移転により地方公共団体の財源を不確定ならしめると同時に、半面船籍港を異にする船主の負担を不均衡ならしめる。

(二) 船舶に対する固定資産税は概ね現行船舶税の十三倍、殊に外航用新造大型船については三十一倍の重税となる。因みに地方自治は船舶に対する固定資産税の収入見積推定に當つて、税収把握率を五割と押えているが、これは船舶法第五條の二の規定に鑑み不当な推定であつて、把握率は十割として収入を見積るを妥当とする。

運送業中その事業の料金が自

由価格である海上運送事業に對する事業税の賦課は収入課税の特例によらず、収益課税の一般原則によること。

理由 地方税法案においては電気供給業、ガス供給業及び運送業に對する事業税の賦課については、収益課税の一般原則によらず、収入課税による特例(第七百四十九條参照)が設けられてい

る。電気供給業及びガス供給業の料金は、独占的統制額であるから、事業税の賦課において収入課税とするも統制額の改訂により消費者転嫁が可能であり、事業庄迫の虞は少いが、運送業中その事業の料金が自由価格である海上運送事業について電気供給業及びガス供給業と同様に取扱ひ、収入課税の特例を適用することは他の事業との均衡を著しく失ふことは勿論のこと、かかる特例を適用する論拠を全く欠いてゐる。

(一) 地方鉄道、軌道関係 1 固定資産税についてはイ 地租を現行通り免税とする。

ロ 電柱税及び軌道税を現行の率とし存置すること。ハ 車両税(道府県税)を新設すること。以上イ、ロ、ハを除きたる固定資産に對し、一般固定資産税を課すること。

由価格である海上運送事業に對する事業税の賦課は収入課税の特例によらず、収益課税の一般原則によること。

2 電気ガス税を免税とする。3 事業税については、統制額決定の実情に鑑み収益課税とする。

理由 地方鉄道軌道は用地その他固定資産多く、且つ多数の従業員を擁する事業なため新税制案によるときは特に地方税において、約二十二億圓を負担し、最近の実績に對し十七億五千萬圓の増を示し(約五割弱)これに電力料金値上げに伴う増を加うるときは、地方鉄道、軌道の経営上收支均衡を失ひ経営困難に陥り、産業文化に及ぼす影響大なるものありと思料せらる。よつて運賃への転嫁、経営合理化をなす外、減税の要あるによる。

(一) 自動車及び通運関係 自動車税の税率の軽減を図ること。

理由 自動車事業及び通運業は経営上その負担に堪えぬものがあるもので、これが軽減をなす余地のあるものについてはこれを軽減し、事業の健全なる維持を図る要あるによる。

以上理由をございまして、どうか御審議に當つて慎重に我々の委員会の意見を尊重せられんことを要望いたします。

○小笠原三男君 先程から水産委員会、農林委員会或いは運輸委員会の決定であるやの各委員長の申入れをお聴きしたのですが、私新米議員としてこれを取上げて質疑するに當つて、岡本

委員長に伺つて置きたい。と申しますのは、各委員会が、各会派の集まりでこれを決定しているといふことは、全参議院の各会派が、この修正案に同意してゐるといふことになるのではないかと申す。そうだとするならば、我々地方行政委員会は、やはり各派を代表してこれらを全面的に取上げて、参議院各会派の全部の修正意見として、これは出さなければならぬような義務さへも、負うのではないかと感ぜがするものであります。ただ聞いて置くという程度のことであるのか、そういふふうにして行くのが手続上正當なのであるのか、お伺いしたい、身を入れての質疑ができない。どうも私はおかしいと思ひますので、お伺ひして置きたい。

○委員(岡本愛祐君) 委員長としての意見を申し上げて置きます。これは冒頭に申し上げましたように、各委員会から、要望事項というものは、この第七国会から初めて始まつたので、殊にこれは地方税法案について、初めて始まつた事例であります。それでその各委員会の立場から、要望を当地方行政になさつたものであると、こゝういふふうに出ておられます。それでその御意見は大いに尊重しなければなりませんけれども、地方行政委員会は、單に農林とか、水産とか、又は運輸とか、そういう立場は尊重すると同時に、全体の約合ひ、地方行政、地方税制、そのいふことについての全体の約合ひといふものを考へて、よく考慮しなければならぬ。その際、こゝういふ点を御審議願ひたい、こゝういふふうに思つてお

○小笠原二三男君 そうすると、全体との約合いだけで、この地方行政委員会が意見を斟酌するというようなことであるならば、相当各委員会として、全体的な立場に立つて、比較検討の末修正意見というものをとおとめになつておられますのでありましようから、これらの意見を誰かの委員が取上げて、修正意見としてここに出した場合には、この委員会は全会一致で認めなければならぬことになつて、これに反対することができないような立場になるのではないかとと思われるのです、この点は如何でしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) 私は必ずしもそうとは考えない。と申しますのは、例えて申しますと、農林委員長から御要望の中に、農地に対する固定資産税は、二十五年分は二・五を七に改めて貰いたい、こういう要望が出ております。ところが農林委員長の属しておられる社会党の、今度の修正案というものを御見たいしますと、その二・五を一・八・七五に改める修正案を、今出しておられるのであります。こういうふうにするにその委員長と、その属しておられる社会党との御意見も違つておるのでありますから、その点はよくこの委員会で検討すればいいのだ、こういうふうには思ひます。

○小笠原二三男君 では正式にこの要請せられておる三委員会の、地方税修正に對する問題については、聞き置くというだけのことではなくて、地方行政委員会として、結論を得るための議題として、改めて審査する用意を委員長としてお持ちになつていられるでしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) これは皆様の

御意見によると思ひます。そこでこの要望はこの際是非ともやれという要望もございまいし、それから、こういうことを含んで置いて呉れという要望もあると思ひます。又次回のときにはこういう点をよく研究して貰いたいという御要望も含んでおると思ひます。そういう点は例へば船舶に対する新たな税を考へて呉れというようなことは、この間の連合委員会でも発言に出ております。それに対して政府委員から答弁をして、いろ／＼ありました。分るであらうが、今直ぐやらなくとも、こういうことは将来考へて呉れというふうにおつしやつた。山縣委員から言つていらつしやると私は思ひます。だからそういう取扱で私はいいのではないかと思ひます。皆様の御意見をここで一つ／＼詰つて、賛否を決めて行くというところに取扱を決めるならば、そうしなければなりません。これはお諮りしますが、午後理事會を開きまして、この取扱をよく検討をいたしまして改めてお諮りいたしたいと思ひます。如何でございまいし。

○吉川末次郎君 委員長、先程水産委員長の木下君に申上げたことなのであります。各委員会から、各委員の共同の意思においてこうした申入れがあるというところは極めて重大なことであつて、非常に尊重されなければならぬと思ひます。それにつきましては、運輸委員会の意見を代表して、この委員会の議を尊重せられるよう格別の御高配をお願いいたしたいと言つて来ておられるのであります。私達の方から

は佐々木さんに対して運輸委員会の委員の各位、特に委員長の佐々木さんがみずからこの議を御尊重願いたいということを申上げなければならぬと思ひます。それは木下君にも申しました通りに、議決権は佐々木さんが持つていらつしやるのであります。本會議においてこれは決定せられるのであります。先程来の各委員会からの申入れの事項につきましては我々としたしましては賛成できないものの中にはあります。私個人といたしましては、又大いに賛成のものもありました。そのままこれを我々は取入れ、そのまゝの形で我々が修正意見を出そうとしてゐるものもあり、又そこまでは到達しないけれども、その線に沿うところの修正意見を出そうというように考へておるところの御意見もあると思ひます。我々は尊重せよというのを要求して置きながら、さて本會議にそれが付議せられて、我々がその意見に副うたところの修正意見を出しましたときに、結局議決するところの最後の土壇場においては、全くそういうことを我々に要求して置きながら、みずからの要求を尊重しないで、そうしてそれと反対の投票をせられる方が私はなきを保し難いと思ひます。私はその意味において、先程も木下水産委員長にだめを押したのであります。どうぞ佐々木鹿藏君はみずから、みずからの修正意見を尊重して、政治家として公人として自分が我々に要求したところの意見を裏切るような行動を運輸委員会の諸君がとられないようにして頂きたいというように申上げて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) では、先程私

から申上げました、この取扱を午後委員長と理事の懇談會を開きまして、そのうして案を練りまして皆さんにお諮りいたしたい。御異議ございせんか。

○石川清一君 少し疑義を持つておるのであります。各委員会の申入れについてでもそれ／＼各議員には議案が同じように配付されておりました。全議案のうちでそれ／＼委員会が決議されて水産という部門ばかりでなくて、あらゆるものも検討された上で、水産的な面、或いは運輸の面、農林の面というものが立法院という建前の上に立つた委員会の結論として申入れがあり、更に全部のこの委員に諮られたのでありまして、立法に對する審議権の平等というものはどこまでも尊重しなければならぬものでありまして、この結論についてはどこまでも全議員の同じような立場で結論を出すということが好ましい。こういうふうに考へまして申上げて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは午前中の會議はこれで休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後一時四十分開會

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き、委員會を開会いたします。地方税法案の審議を続行いたします。附則の御審議を願ひます。政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) この附則の第一項は施行の期日の規定をいたしたものでございまして、公布の日から施行する、若し国会を通過いたしますならば、できるだけ早い機会にこれを

公布をして施行したいと考えております。後段の入場税、遊興飲食税、電気ガス税その他ございまして、これはこういう臨時税或いは月税だけは例の徴收停止の方の範囲から除外いたしまして、現在引續いて取つておるわけでございますが、この切替は九月一日からにいたしたいということで、特に九月一日から施行するというふうにして書いておるわけでございます。尚同日以後、即ち電気ガス税につきましては、八月三十一日以前のもは従来の法によりまして九月一日以後の分から適用して行く、こういうことでございまして、その外のものにつきましては、適用の時期は二十五年分からは、即ち四月一日の、五年分からは適用して行く、こういうつてゐるわけでありまして、但書は、事業の料金につきましては、物価統制令による統制がなつております場合におきましては、この七百四十九條の、先程御説明を申上げました事業税の關係の規定でございまして、課税標準の事業税の關係でございまして、これにつきましては、それ／＼物価の改訂のあつたときを控えまして、それから施行して行く、こういうことでございまして、ここに統制額がある場合においてはおるのでございまして、第一は、二十五年一月一日の属する事業年度の初日又は同年即ち二十五年一月一日以後においてその統制額が改訂された場合には、その改訂のときの属する事業年度分又は二十五年分、又はと申しますのは個人のことでありまして、事業年度といつてゐるのは法人のことであります。法人につきましては、従つて一月一日の属する事業年度の初日以後に

から申上げました、この取扱を午後委員長と理事の懇談會を開きまして、そのうして案を練りまして皆さんにお諮りいたしたい。御異議ございせんか。

○石川清一君 少し疑義を持つておるのであります。各委員会の申入れについてでもそれ／＼各議員には議案が同じように配付されておりました。全議案のうちでそれ／＼委員会が決議されて水産という部門ばかりでなくて、あらゆるものも検討された上で、水産的な面、或いは運輸の面、農林の面というものが立法院という建前の上に立つた委員会の結論として申入れがあり、更に全部のこの委員に諮られたのでありまして、立法に對する審議権の平等というものはどこまでも尊重しなければならぬものでありまして、この結論についてはどこまでも全議員の同じような立場で結論を出すということが好ましい。こういうふうに考へまして申上げて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは午前

事業費とか、公共施設の建設事業費の財源として起債をすることができるといふことであります。

その次の三十三條の第二項を削ると申しますのは、今御説明申し上げました第一項の第五号の規定は当分の間これを適用しないということにしておりまして、実際問題として本案の適用を排除しておつたわけでございますが、今申

しましたように、一・二倍というの
標準税率までよろしいということに
いたしましたので、この規定を外すし
したのであります。従つて今後は少
とも震災復旧事業、或いは公共施設
のための建設事業のための起債は、標
税率を取つておかなければならんと
うことになるわけであります。

それから七項の日本専売公社法、それから八項の日本国有鐵道の一部改定は、いずれもこれは非課税に関する規定でございます。非課税の規定はそれぞれの各税目の中に、地方税法案中において規定いたしましたので、こちらの特別の法律の中に別々に規定するのを止めたわけでございます。従つ

その關係の第六條を削除というふう
いたしたわけであります。
それから國際觀光ホテルの整備法
つきましては、地方税法の中の減免
規定が適用があるものとするとい
うになつておるわけでございますが
その基礎條文が今度動いて参りまし
るので、その條文の引用の仕方を変え

わけてございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 附則の三の御説明でありますが、「旧地方税の規定に基いて課し、又は課すべきにあつた地方税」、それがその項の一

終りから二行目の方に續くのでありますして、「前項の規定にかかわらず、なお、旧地方税法の規定の例による。」その課し、又は課すべきであつた地方税の説明として括弧に書いておりますよ。うな、第一には、「法人の行ふ事業に對する事業税にあつては、昭和二十五年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度の以前の分」をいうわけであります。「更に入場税並びに鉱産税、電気ガス税、木材引取税、遊興飲食税、入場税及びこれらの附加税並びにと畜税、広告税、接客人税及び使用人税によつては、昭和二十五年八月三十一日以前の分」をいうわけであります。法人の事業に對する事業税につきましては七百四十條のところに、この法律の適用を受けます事業税は括弧の中に、「法人にあつては昭和二十五年一月一日の屬する事業年度から……」と書いてありますので、これ以前の法案は要するに旧地方税の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税だということになるわけであります。

○竹中七郎君 五項の企業再建整備法の中に地方税法（昭和二十五年法律第 号）とあつて何も書いてないのですか……。

○政府委員(鈴木俊一君)　これが通過いたしましたから……。

○委員長(岡本愛祐君)　外に御質問ございませんか。それでは附則はこれで終りました。従つて地方税法案の逐條審議はこれで終了したわけであります。

○相馬助治君　委員長は質疑打ち切りをまだ宣しないのですね。

○委員長(岡本愛祐君)　まだです。

○相馬助治君　実は社会党としては只

今政府提出の原案並びに衆議院で修正して参りました修正案に対して満足すべき段階に到達しておりませんので、他の政党にも「三に呼び掛けまして、何とかして野党連合の修正案を提出すべく今日まで努力を重ねて参つたのですが、只今の状況におきましては、各党が全部一致して修正案を出す」という段階に参りません。従いまして今のところ私共の日本社会党としては独自の修正案を提案することに相成りますので、この際今までの政府原案の質疑を最初の約束では打切ることになつておりますが、修正案に関する質疑等もあるうと思うので、その連関において今日質疑を打切ることなく、これをして明日まで延ばすように一つお願いしたいと思うのです。ただこれは前の固い約束で理事会において本日中の夜中の十二時までにかつてもこれはお終ひにする。こういう固い約束であり、私共も了承しているのでございますので、この際委員長は暫時この委員会を休憩されて、理事の皆さんとの取扱について、私の提案についてお考え願つて頂きたい。こう思つて提案いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 只今相馬君から、各会派の申合せ事項でありました、本日は遅くなつても質疑を盡しまして修了をするという申合せをいたしておつたのでありますが、それが社会党内の御事情によつて今日は質疑を打ち切らないで明日まで待つて貰いたい。こういう意味の御要望がありました。これについて理事会を開いてくれという御要求ですから一時休憩をいたして、委員長理事会を開きたいと思ひま

す。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではそういうことにいたします。

それから休憩前に御報告いたします。

先程吉川委員並びに小笠原委員から委員長に対して御質問がありまして、各委員会から提出された要望書は、本委員会としてどういふふうに取扱うのであるかという御質問がありました。それに対してお答えをしたのでありますが、尚委員長、理事においてその取扱を協議することにしてしまして皆さんからお任せを願つたので、それで先程一時十五分から私と三理事集りまして意見をまとめました。その意見を報告いたしましたして御承認を得たいと思うのであります。朗読いたします。

「各委員会から提出せられた要望書は、本委員会としては尊重するが、地方行政委員会は地方行政全般の見地からこれを検討、審議するのであるから、必ずしもその要望に副い得ない場合がある。問題となつた各要望書の事項は、すでに本委員会において検討審議せられたものと考えらる。改めてこれにつきいち／＼採決

尙これは委員長懇談会におきまして
も、こういう打合せをしたということ
を申しておきたいと思ひます。それも
お任せ願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本愛祐君） それではこの
際吉川委員から御要望のございました
野津専門員からこの地方税法案全体に
対しまして、その抱いておられる意見
を聴きたいと思ひます。

○専門員（野津高次郎君） それでは御
命令によりまして地方税改正案に關す
る一学究としての私の意見を述べさし
て頂きます。

前国会の大蔵、地方行政連合委員会
におきまして意見が徴せられたので
ありますが、若干の修正を加えられま
した今回の改正案に対しまして、大
体同じようなことを述べざるを得ない
ので甚だ恐縮に存じます。御審査の期
間も切迫しておることありますから、
今回は四つの点について述べさして
頂きまして、他は後の機会にさして
頂きたいと思ひます。

先ず固定資産税についてであります
が、本税は御承知のように土地、家屋
及び償却資産の公正な時価を課税標準

拾て御免の仕打ち、民主國家の税制改革においては漸じて採らるべきでないと思ふものであります。今回の改正におきまして、減価償却資産に対する固定資産税につきましては、移り変りのときにおける不当課税の救済措置が講ぜられることになりました。二十五年年度の償却資産の課税標準は、仮算定税額とし、二十六年の本算定税額が決定してからこれに比較して増減あるものは、その増減額を追徴、還付又は充当することになつております。同様の措置が土地、家屋についても採られなければならないと思ひます。二十六年には就任早々の未熟練であるといひますが、とにかく評価人とか評価補助人とかが一筆一画、一室について評価する建前になつておりますから、一応正當公平な時価と認めることができると思ひます。それに基いて前年の課税額を更正し、その増減額を追徴、還付又は充当することが公平なる課税であり、適切な措置であると思ふのであります。若し追徴、還付の件数が余りに多くて事務的に不可能であるとするならば、一定額以上とか或いは一定倍率以上のものに限り、又還付、充当につきましては更に本人の申請あつた場合に限り行つていたしますれば、甚しき不公平なものだけでも救済ができると思ふのであります。

又第三百四十二條等の規定から見てもかかる規定が理由ないものと信ずるのであります。それから第二に、この固定資産税についても一点述べさせて置きます。これは差迫つた当面の問題としては不適當でありましようが、一つの学究的な立場から問題を提議して置きたいと思ひます。固定資産税中減価償却資産に課する部分を固定資産税から切り離しまして、減価償却税としてこれを道府県の普通税とし、その代りに府県税たる遊興飲食税を市町村の普通税とするという案であります。その理由としたしましては、第一に課税客体が特定の地域に偏在しまして負担の均衡化に副わぬ場合が多く、市町村税としては不適當だと考えられるのであります。又第二に、課税客体の評価には土地、家屋よりも一層特殊の知識技能を必要とします關係から、その評価人を選任し活用いたしますのに市町村より道府県の方が一層の便宜があると思ふのであります。第三の理由としたしまして、道府県税の主要税源である附加価値税、入場税と遊興飲食税は、いずれも経済界の景氣不景氣によつてその収入が左右せられるのであるから、道府県の財政の基礎は市町村のそれに比較して薄弱であると言われております。税収入において大差なき償却資産税と遊興飲食税を入替りにしましたならば、道府県と市町村の間に税収確保上の権衡が取れるのではないかと、次の税制改革の機会におきまして御一考を煩わしいのであります。それから附加価値税について申し上げますと、いづれこの附加価値税につ

いては議論があります。私は經濟正期にある我が國の現段階におきましては、事業の新設擴張に、都合のいい本税の長所を利用したら結構ではないかと考えられるのであります。併し本税を我が現行税制に採り入れますについては、余程細心の注意が拂われなければならぬと思ひます。何故かと申しますと、この税を一律に採り入れることによりまして、非常な摩擦、非常な負担の激変というやうなことが起つて参るのでありますから、これを避けるためにむしろ附加価値税と事業税との両建性を採つたならばどうかと考へるのであります。純益課税から一律に附加価値課税に転換するために負担の激変を來たすのでありますから、その負担の転嫁その他企業の合理化等の行なれまうまで、純益課税と附加価値課税の二本建制とするのであります。例へてみますれば一事業につきまして、施行の初年度においては附加価値税を二割、純益課税を八割、第二年度には附加価値税を四割、純益課税を六割、第三年度には六割と四割、第四年度に全部附加価値税に移つて行く。こゝういふやうな、スライディング・スケールにしたならば負担の激変というものは避けられるのではないかと考へるのであります。

それからもう一点、本税におきましては施行前から有する償却資産に対しては、減価償却を認めないことになつておりますが、これは私は不当だと思ひます。即ち税法施行後に取得せられた償却資産の購入代金は、その金額が購入のとき一回に特定支出金額として繰上金額から控除せられますので、その後減価償却する必要

はありませぬけれども、税法施行前から存在しております償却資産であつて、尚耐用年限の期間内にあるものにつきましては、これを売却したときに繰上金額に算入しないというだけでは、満足すべきではないと思ひます。多くの償却資産の中には売却されないで陳腐残骸に歸するものもあるのであります。これらは償却されないでそのまま残骸となつてそれだけ企業に対して不当課税となるのであります。〔委員長退席、理事竹中七郎君委員長席に着く〕

シャウプ勸告はこのように触れてはおりません。ただ減価償却をしなくてもよろしいから納税者も徴収者も非常に簡易だと述べられておりまして、現行税法の繁き目の所に向に注意を拂つておらないと感ずるのであります。私はシャウプ勸告は地方税改革の構想としては誠に立派なものだと思つております。ただ現行税制を如何に緊き合すか、現行税制から如何にして摩擦を起さずにスムーズにこの改革案に滑り込むものかという点に十分の注意を拂つて万全の準備を整えて、折角の改革案が有終の成果を挙げるように希望しております。

○理事(竹中七郎君) 次に文部大臣が御出席になりましたので、小笠原さんの質問に対して御答弁を願ひたいと思ひます。

○相馬助治君 只今の研究になられた専門員の発表は実に示唆に富み、而も立派なものだと思つて私は感心して聞いていました。これは後で適當な時間について委員長において質疑なり意見なりをやり得るやうにして頂きたいと思ひます。

います。そうして文部大臣への質問に入つて下さい。

○理事(竹中七郎君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(竹中七郎君) 速記を始めて。

○小笠原三男君 この間寄付金の問題に關連して、六三緊急物資予算案通りの建坪数を以てしても、今年度において財政的に賸えないという結果がはつきり統計的に出ているのであるが、而も文部省としても四十三億かの追加予算を要求しているやうに伺つて大蔵大臣は本年度においては絶対追加予算に六三建築費予算を盛り込むことはできない、出さないといふことを言明しておるのであります。その言明と、平衡交付金一千五百億円の九〇%を交付し、或いは一千九百億の七〇%が基準財政収入額になるという建前から言つて、これでは現実の地方における寄付を解消することができないといふことが心配されるのであります。文部大臣として本年度の六三建築費を賸り予算を地方自治体に寄付その他によつて任せて、そうして中央において平衡交付金なり或いは六三建築費を従来のように補助金起債等を以て賸りするといふことについて、如何な御見解を持つておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 大体のことをお答えいたしますが、私は一義務教育について、すべてそういうものが寄付とかによらなければならないといふことは非常に遺憾なことだと思つております。今後はどうか寄付というやうなことではなくやうたい。その予算等については私はまだ別段これを提出す

るといふようなことはいたしておりませんけれども、十分自分はそれを考慮してやりたいという考を抱いております。詳しいことは政府委員をして答えさせます。

○理事(竹中七郎君) 佐藤説明員が答弁をされたといふのでございませうが、御異議ございせんか。

○西郷吉之助君 今のは、政府委員といふ歴とした者があるのに、説明員をしてわざ／＼させる必要はないと思ひます。政府委員はどうしたんですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 管理局長が詳しく知つておられるので、今わきの委員会に出るおそれです。

○小笠原三男君 できるなら呼んで頂いて御説明を伺いますが、では第二の点に移ります。

建築費予算と共にこの寄付に関する問題は義務教育に關係する地方の教育財政の問題なのですが、例えば私は岩手県ですが、岩手県の小学校P・T・Aの昨年度の会費が四千八百万円なのであります。そのうち小学校の経営費と申しますが、維持管理のために或いは施設のために使用されておる金額が三千万円からあるのではありません。そうしますと、これの全国的な累計は非常に膨大なものになるのではないかと、これが想像されるのですが、配付されております資料の寄付金に關する調べの中のP・T・Aに關する寄付総額といふものは、これは純粋な寄付額だけを採つてゐるのじやないかと思はれるのであります。一体文部大臣は義務教育に對して地方の責任と國の責任、即ち行政的な責任のみならず、財政的な負担關係における責任をどうお考えになつておられるか。即ちこうした寄付

金等において賄われておる、或いは平衡交付金が紐付きでない現状において、地方の教育水準を低下せしめない措置として、どういふふうな考をお持ちになつておられて、この寄付金の解消に御努力にならうといふお考えのか、お伺ひしたいと思います。

これに關連しまして岡野大臣には、こうした部面の寄付行為の解消のために、地方自治庁が地方税或いは財政平衡交付金において今後どういふ考をお持ちになるか。又義務教育なるものは國の負担がよろしいのか、地方の負担がよろしいのか、根本的な問題について御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) お答えいたします。元來義務教育といふのは無償でなければならぬのに、そういうP・T・Aの寄付などがあるといふのは一体本筋ではないので、P・T・Aの寄付といふものを自発的にすることは結構ですけれども、それを強制的にP・T・Aが寄付しなければ成り立たないといふことは、これはあつてはならないと思ひます。そういう趣旨で今後考へて行きたいと思つておりますが、今回の新税制によれば總て地方に任されることになりまして、併し私は地方に全部任すといふことは十分であるから、それで國家が地方に對してこれだけの標準の義務教育費はこれを確保するといふふうな方針で行かなければならぬといふふうな考へております。

○國務大臣(岡野清豪君) 小笠原さんの御質問にお答え申し上げます。私といふたしましては、義務教育制といふものがとにかくP・T・Aなんか依存してやつて行くといふことは、これは絶対

反對でございします。どうしてもやはり税金で取つてやるべきである、こう私は考へております。

○小笠原三男君 もう一つ、第二の点で、義務教育費は地方の負担に任じていいのか、或いは國が持つのか、或いは國として地方との關係を通してこの教育水準の低下を防ぐように教育財政の支出をしたらいのかといふことについての根本的な御見解をお伺ひしたい。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。地方の財政につきましては、地方財政委員会が主として指導的立場をとつておりまして、その見解によつてやることになつておりますので、私は地方財政委員会そのものに直接法的な關係がございしますので、國務大臣としてその方面と政府との連絡機關になつておる關係上、地方財政委員会が善処するように私は努力したい、こう考へております。

○小笠原三男君 只今岡野大臣の御答弁によりまして、文部大臣は中央的な何らかの行政措置を以て地方の教育財政支出の枠といふものを置いて、教育水準を低下せしめないようにしたいといふ御希望のようでありまして、地方自治庁長官の方は、財政委員会の権限そのものに御依存になるような見解であります。そこで伺ひする点は、昨年まで地方の教育財政については文部省が責任をお持ちになつておられた、この伝統は長いものであつて、地方の教育の状況或いは財政状況については相當の専門的な知識を持つておられるのじやないかと思ひます。無論自治庁の中においても、旧内務省の地方局時代において地方の教育關係に

對する配付額を見るためには専門的な知識を必要としたのでありまして、が、突如として二十五年から地方自治庁の、單に……何と申しますか、教育行政の専門家でない行政担当者によつて教育財政の部面を見られるといふような点に關して、我々としては相當教育水準の維持のために心配するものがあるものであります。文部省と自治庁との地方教育財政に關する關係について、どういふ關連性の中に立つて共に地方の教育を賄つて行くことについて御連絡があられるのか、こゝういふ点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清豪君) 先程の御答弁で、私間違へましたから訂正いたします。先程は財政委員会と申し上げましたが、地方行政委員会が正当でございします。取消すと同時に訂正いたしました。

○政府委員(小野哲君) 今岡野大臣から地方行政調査委員会が正当であるといふことを申し上げたのでございします。これは先程小笠原さんが御指摘になりました教育の行政に關して地方においてやるか、或いは國においてやるかといふ一つの事務の配分の問題があるわけでありまして、そういうふうな基本的な問題につきまして地方行政調査委員会においても目下検討を加えておるといふ意味でございしますから、私から補足的に御説明をいたして置きたいと思ひます。

○西郷吉之助君 今岡野さんは間違つたから訂正する……地方行政委員会といふのはこのことですか。

○國務大臣(岡野清豪君) 地方行政調査委員会です。

○西郷吉之助君 今のようなことは大臣はもう少し勉強して、担当大臣がややこしい、面喰らつてしまつて地方行政委員会なんと言われるとこちらが迷惑するので、責任の所在はこちらではないのでありますから、はつきりして置いて貰ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 そうすると、只今の機關に對して文部省はどういふ關係をお持ちになつておるか、お伺ひしたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は先程から申しておりますように、今度は地方にすべて財政を委ねてしまふといふことに今度の税制でなると思ふのであります。従来のような同僚負担といふようなことがなくなりますが、併しそれを文部省としては全然お任せするといふことでは、全國に非常な教育の不均衡が生ずるとか、又教員の生活が十分安定した感じを與えないとか、さまざまの点があると思います。それに一定の額を決めて、標準として維持するといふような点では中央が地方に對して何らかの発言権を持つと申しましうか、そういうことが必要ではないかと思ふのであります。併しそれらの問題については又よくお話しをして、そうして適當な解決に到達したいと思つております。

○小笠原三男君 只今の文部大臣のお考について、岡野大臣はどういふふうにお考えになられますか。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。先程も政務次官から御説明申し上げましたように、地方行政事務の配分といふことがまだ未解決でございまして、鋭意研究を続けておりますけれども、その調査委員會議の結果が出て

来ませんという、それに対しては、私の意見を申し上げるわけには参りません。御了承を願います。

○相馬助治君 答弁になつておられます。小笠原君はそういうことは聞いていない。

○小笠原二三男君 それは地方行政調査委員会はその方の機関であつて、大臣の御答弁は大臣の意見であらうかと思ふのであります。私はすべて國務大臣としての岡野さんの御意見を伺いたいと思ふのであります。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。これは地方行政調査委員会というものはこの前の国会でできたものでございまして、特別の権限を持つて、政府と雖もこれに干渉することができないという性質の会議でありまして、その会議の委員諸君が今地方の仕事の研究しつゝあつて、如何に配分すべきかというのを研究しておるのでございますが、それが出来ませんといふと、一体中央で干渉すべきものか、地方でやるべきものか、若しくは地方でやるものに対して中央が如何に干渉すべきものであるかといふことの態度は我々としては一向決定いたしません。これだけのことであります。

○小笠原二三男君 そんなら文部大臣並びに岡野大臣は答へにならないやうでありますから、政府委員の鈴木さんにでもお伺いしますが、このシヤウプの勧告は税制に関する勧告ですが、日本の教育の民主化のための勧告も亦至上命令としてある。それはスタッダード博士を首班とするあの教育使節団がやつて参りましたときの勧告の中には、地方の教育を維持するがために、国が大幅に、国の負担において金を

流し込まなければならぬ、地方のそれきりに委してはいかん、こういうことを言つておられるのです。これと税制改革との関連は、どういふ調整を以てお考えになつて行くのが日本の現状において望ましいとお考えになつてゐるのか、文部大臣並びに自治庁関係の委員の方にお伺いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方自治と教育、或いは地方における教育と国家との関係の問題でございまして、私はシヤウプ勧告に出ておりますこの中の事柄には、税制を主体とはいはしておられますけれども、附屬書で地方自治に關します部分には、非常に多くの示唆に富んでおる点であらうと存じます。又現在日本の置かれておられますこの状況下におきまして、地方自治に対する考え方の方向にも、非常によく合致した一つの考え方であらうと思ふのであります。ただ地方自治体においてやりまする教員の俸給なり或いは教員関係の各種の財政的な経費を、国が負担をするか或いは当該地方自治体が負担をし、その負担の財源を或いは平衡交付金なり税なりによつて賄ひ、足らないところのものを今の調整財源で調整をして行く、こういうような恰好にするかといふことにつきましては、いろいろ議論があることだと思ふのであります。ただ私共といたしましては、現在の地方財政平衡交付金法の立場といたしましては、教育費につきましても一定の所要の額を客観的な基準によつて読み取りまして、而も当該の地方自治体から、その必要な経費の見積りを出して貰ひまして、そうしてそれと基準収入額との差額を平衡交付金において補填をして行く、こういう建前になつて

おりますので、現在の地方財政平衡交付金はまだ初めての制度ではございませうけれども、これが段々うまく運用されるようになりましますならば、教育行政につきましても、その他の行政と同様に均衡の取れた支出が行われるようになるのではないかと、こういふことを考えております。併し直接的な、例えば一定の経費を教育のために支出すべしといふような法律で義務づける金額、支出を義務づけるような法律を作りますといふと、これはもつと直接的になりまうけれども、そういうふうなことにつきましては、向いろ自治と国の調整といふものとの関係において、研究を要する点があると思ふのであります。要するに私共といたしましては、目下研究中の段階でございまして、教育費の確保といふことについて、どういふ方法が適當であるか、両者の要求を共に満たすような名案はないものであらうかといふことを研究中でございまして、これは大臣が只今申上げた通りで、行政調査委員会におきましても研究中でございまして、私共といたしましては、目下事実研究中でございまして。

○小笠原二三男君 研究中だといふお話を伺つたので、大体この質問はやめたい気分もするものであります。研究中でなくて、義務づけにすることに反対だといふことは自治庁の見解ではなかつたのでしょうか。而もこのことは自由党内閣の政策としてそういうものであるのか、国家公務員である官吏の立場に立つて、こういう政策に対して反対であるという主張をしたことあるのか、この際はつきりもう一度鈴木政府委員にお伺いして置きたい。

○西郷吉之助君 それに関連して補足的に……天野文部大臣に、今の小笠原君の問題に関連しますから、内容も同じですからお聴きしますが、御承知のことと前第七国会におきまして、前の高瀬文部大臣がこの地方行政に自分から積極的に来られて発言を求め、標準義務教育費の問題の要綱案といふものについて詳細に説明を承つたのです。よつて全国の教育関係者は非常にそれに期待しておつたのです。ところが最近会期が切迫しても一向に願齋が大臣を招致してその点を聴いたのです。ところがもう全く曖昧模範たる答弁であつて、その時に非常に全委員の間にその後問もなく通産大臣に横滑りをやつて責任を迴避して、更に今はもう罷めたのですが、そういうふうなことは誠に無責任であつて、空念仏に終つておるわけですね。今度賢明なる天野君が文部大臣に御就任になつたので、そういう問題が残つておつて、今そういうことがありますから、小笠原君が聴いておるわけだが、そういう問題に關して新文部大臣の所見を承りたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は先から小笠原委員にお答えしたことは、大体私の考えを大綱としては盡しておるかと思ふのです。その理由をもつと詳しく述べることはいろいろできますが、私は原理的に言へば、或いは形式論から言へば、当然それは全部地方にお任せすべきものだと思ふのです。私は教育といふものの特殊性、殊にこの義務教育といふものの特殊性から言へば、これは国家が地方に対してこれだけのものは客観的に数を出して、これだけのものは保留して頂きたいといふことを言うのは、私は教育のために当然な事なわけにはないことだと考へて、どういふ方法かにおいてこの考を貫徹したいと思つております。併し只今も申しますように、これを原理的に申しましたよりか、形式論から言へば、教育といふものを全く一つの例外的に扱うことなのでありますから、ただ無謀にそういうことを主張しようといふのではなくして、よく地方の知事の方々、市町村長といふような方々に實際のことをよくお話しして、そうして御了解を得て、何かここに圓滿と申しましようか、そういうふうな一つの点を見出すことはできないものであらうかといふこと、又ただそれだけではなくして、又これは差支ないと思ひますが、関係方面に対しても十分了解を経るとか、そういうことを今私はいたしつゝあるわけでございます。ただ方針としては、何らかの形において義務教育の標準の経費といふものは、これを確保することが必要だ、一体私の考へをもつと率直に述べれば、国家の教育費といふものがすでに国家の収入の何%だけはいつも教育に使うといふことでよいのだと思ふのです。まして義務教育といふことになれば、もう考へようならなければならぬといふ考を強く抱いておられますが、只今申すような事情でございまして、どうかよくお互ひに話し合つて圓滿な一つこゝに達を見出すことができないかと、今いろいろいたしておる次第でございまして。

○政府委員(鈴木俊一君) 私といたしましては、過去におきましてこの地方財政平衡交付金法の立案等の過程にお

きまして、それ／＼研究の必要に感じまして自己の所見を述べたり、或いはそういうようなことに基きましての研究のための會議を開いたこともございます。でございますが、政府といたしましては、現在の段階におきまして、どういふ形でこの教育經費と地方自治の關係の調整をするか、これははつきり決まつたというふうには私事務當局といたしまして聞いておりません。従つて先程申し上げておきますのは、目下研究中であると大臣が仰せになります。したそのことを私も申し上げておるのであります。私個人としてはいろいろ研究はいたしておりますけれども、これは私の立場としてこういう席で申し上げるべきことではないと存じますので、申上げたくなないと存じます。

○理事(竹中七郎君) 先程小笠原さんのお尋ねで、説明員じやいけない、政府委員を、ということでございますが、只今久保田管理局長が来られまして、それから、久保田政府委員の發言を許します。

○西郷吉之助君 今の話が中断するからもう少し除けておいて……

○小笠原三三男君 自治庁の取つて来た従来の態度については天下周知の事實があるのでありますが、鈴木政府委員もそういう弁えた御答弁をなさるのでは、どうもこれ以上言いつらいのでお話を申し上げます。

とところで結局二十六年度の地方の義務教育諸学校、或いは新制高等学校、盲聾啞諸学校、これらの教育財政については、従来半額國庫負担或いは補助金等々で地方財政と絡み合せて文部省で御検討頂いたのでありますが、これはもう本年度以降できないように考

えるのですが、この予算要求はやはり平衡交付金等の關係で自治庁の方でなさり、その場合に文部省は教育的立場に立つて何らそれにタッチすることができないのであるかどうか、この二十六年度の予算關係についてお伺いして置きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 前からお答えいたします。小笠原さんから、教育財政に關して地方財政平衡交付金の問題が話題になつたのでありますが、地方財政平衡交付金の、各地方団体に対する交付金額の決定をいたしますのは地方財政委員会であり、この決定をいたす場合においては、勿論全国各地方公共団体から資料を集めることになつておりますが、同時に又中央における各省庁からの資料、若しくは意見の提出を求めまして、地方財政委員会において、地方財政委員会が、平衡交付金の規定する諸規定に基きまして、これを算定して計算をする、こういうことになっておりますが、ために、平衡交付金の算定に際しましては、教育行政に關しては、文部省當局から資料も出して貰う。又意見も聴取する、こういうことになつておるわけでありませう。

○小笠原三三男君 そうしますと、もう近々予算上の件等、結論を得なくちやならん時期になつておると思うのですが、文部省としては、来年の小中学校児童生徒の標準所要単価が幾ら位に持つて行きたいというお考えでおられるのですか、お伺いしたい。

○相馬助治君 調べておる中にさつきのことに関連してお聴きしたい。先程大野文部大臣が、義務教育費について原則的な考を答弁なさいましたが、私は至極大賛成です。当然そうなくちやならんと思つて聞いておりました。だいたい吉田内閣では、吉田内閣總理大臣の考えた通りに關係が喋るのである。天野文部大臣だけが、非常に自主的な堂々たる正しい立場に立つて、こういう論を吐かれるので、私達は尊敬しておるわけなんです。その義務教育費は、當然國が見るべきであるというのが原則である、そういうふうにおつしやいました。そうして中央が地方に對して發言權を持たなくてはならない、こういうふうにもおつしやいました。それから円満に話合つてうまく行くように努力されたいと、これもおつしやつたのですが、これは一大臣がうまく話をして云々というよりも、教育費というものは、こういうふうにして支出しなくちやならんということをして法的に措置することが一番正しいと思ふのです。先程同僚小笠原君に對して答弁されたその天野文部大臣の氣持を近い機会において法的措置として、政府提案の法律案を國會に上程する用意があるかどうか、こういうことをこの際天野文部大臣にお聴きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は法律としてそれを提出したいと思つております。けれども法律として提出するに於いても、非常に異論のあるものを無理にしようというとはよくない。やはその反對の論といふのは十分聴いて、虚心坦懷よく反對の御議論も伺つて、私が先程申したように、その形式的、原理的に言へば、全部地方にお任せするということが道理があるわけでございますから、特に教育というものの特別にしようというのであります。それから、そこはよく話合つて行きたいという考ですが、結論はどうしても法律として提出したいということでございます。

○相馬助治君 もう非常に重要な発言をお聞きして、私も又誠に嬉しく存じます。ついでには岡野國務大臣は、天野文部大臣の只今の見解並びに信念に對して、然るべき機会に御協力下さることを確信いたしますが、さよう了解しておいてよろしいのでございませうか。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。私個人の意見としては、いろいろ意見もございませうけれども、天野文部大臣が閣内において文部行政を担當されておられます。その立場におきまして、天野文部大臣がいろいろ案を付して御相談になれば、十分胸襟を開いて御相談に應じ、又私の私見も申し上げて、更に協力一致して教育行政に携わりたい、こう思ひます。

○相馬助治君 天野文部大臣が、閣議その他において、教育行政の問題について發言、立案したときには、岡野國務大臣は協力する、こういうことに只今お聞きしたのでありますが、私が聴きたいのは、はつきり申しますと、いと、教育財政の面から、自治庁の見解を以てすれば、先程小笠原君が天下周知の事實であるというのを言つておる事實は、岡野國務大臣は御承知だと思ひますが、標準義務教育費法案などという法律案を出すことは、地方財政を侮辱するものである。平衡交付金を紐付きで出さるやうなやうなことは、市長であるとか、町長であるとか、県知事を侮辱するものである。こういう基本的立場に立つておることを小笠原君は指しておるのです。そこで

私が聴いておきたいことは、只今天野文部大臣がおつしやつたように、義務教育費の問題を、即ち國費を以て義務教育費は賄ふという方向への立案がなされた場合に、その財政の面において、当然岡野國務大臣も御協力下さる、敗戦國民當然の責務として御協力下さると、本員はかく確信するのです。が、さよう了解しておいてよろしいのです。財政の面だけについて尋ねておる次第でございませう。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。財政の面と申しましても、この地方税法案の一貫した内容を御覽下されば、賢明な相馬委員は御承知下さるだらうと思ひます。先ず根本原則から申しますれば、私は地方自治局長官といたしましては、地方の団体は自身自身で、独立でやつて行きたいというのが、これが理想でございます。或いは空想かも知れませんが、只今の段階では……併しながらこの義務教育というものは、天野文部大臣が言われる通りに、敗戦國、殊にこの道義の頌隆した今日、國家として非常に力を入れなければならんことであるから、その点におきまして、中央政府の國務大臣として天野文部大臣がおつしやる通りでございます。併しながら理想といたしまして、同時に地方自治というものを強化して行くという点におきましては、できるならば地方自治の建前を根本的にこれを探り入れて、そうしてやつて行く、こういうことが私の理想である。その点において十分お話しをし、同時に納得が行く場合には協力する。でございますから、私の先程申し上げた意見は持つており

ますけれどもということはその意味でございいます。

○相馬助治君 非常に重大なもので、余りにしつこく、くどく／＼しいようです。が、特に聴きしておきたいのは、天野文部大臣のお説は簡単に要約いたしますと、義務教育費は国で見やるのが至当なのであるから、そういう法的措置をできるなら近い将来にしたいと、こうおっしゃつておられるのです。それで岡野國務大臣は主官の面から地方、自治の伸展を期したいと、こういうふうにおっしゃつておられるのですが、その喰い違いというのが現にあるように考えられるのですが、これは突きつけて行けば、この喰い違いは本当はなんの面として今のところ喰い違いがあるようになつておられるのです。そこでです。そういう法律案が文部大臣から提案されたときには先ず反対しますか、しませんかというをお聞きしておるのです。あつて、個人の見解はあるがこうだということでは、どうも賢明なとお賞めを頂いたのだが、どうもびんと来ないので、簡単にこういうふうに言つて頂きたいと思ひます。天野文部大臣はああいうことを言つておられるけれども、反対であるとか、ああいうことを言つておられるけれども、あれはいろいろ政治情勢では賛成できないとか、ああいうことを言つておられるが、俺は反対であるとか、こう三つぐらゐに分けてびしやつとおつしやつて頂きたい（笑聲起る）

○國務大臣（岡野清豪君） 天野文部大臣が如何なる案の内容の法律案を出しになるかということはこれは先のこととてございいます。それでございいますから、その法案が文部省でできたのを、直ぐ私が賛成するかどうかということは今答弁しろとおつしやるのは私に對して非常に酷なことじやないかと思ひます。でございいますから、私自身の考を申し上げます。理想としては地方自治というものを強化するという方向に進んで行く。併しこの義務教育というものは今日の情勢におきまして非常に必要なことであるから、天野文部大臣に相當な御意見があらになる。でございいますから、天野文部大臣から義務教育というものが大事であるという意味において法案が出まして、そうして私の考えておるところの地方自治の獨立性並びに強化、こういうような点等話合いが付きましますならば、私は賛成するに吝かでない、こういう考でおりますから、さう御了承願ひます。

○相馬助治君 最後一言伺ひたい。岡野國務大臣は、そういうことを聴くのは……文部省から案が出るのに対して聴くのは無理だとおつしやいます。それは聞えませんが、御承知のように半額国庫負担法という法律案はすでに今日本の小学校、中学校の教員はどういう法律案に準拠して月給を貰つておるとお考ですか、準拠する法律案がないのです。今までの慣例、慣性によつて県は教育を行なつてゐるのです。だからこそ地方税法案を早く作らなければならぬという理屈も成立つて来るのです。そこで私が言つておられますのは、文部省がこの給與財政の問題について立案をするときには、当然地方自治庁の了解なしにはこれは法律案が立案できないのです。従つてそういうときには是非ともまあ御協力、御努力

をお願いいたします、そういう意味なんです。附加えて……御返答がなければならぬとよいのですが、まあ御協力願ひます。

○國務大臣（岡野清豪君） 御返答申し上げます。協力いたします。

○相馬助治君 どうぞ願ひします。

○小笠原二三男君 さつきのところで質問があります。

○政府委員（辻田力君） 先程小笠原委員から御質問がありました点についてお答申上げます。この点はまだ最後の確定はいたしておりませんのでその点お含み置きを願ひたいと思ひます。

これは先ず平衡交付金に含まれるべきものとして、文部省の方にございまして地方財政委員会の方に提出いたしました資料によりますと、小学校につきましては消費的経費と、投資的経費がございいます。消費的経費におきまして給與費といたしまして、三百八十四億二千四百万円、あの細から生徒経費一応略して置きます。それから生徒経費におきまして百六十九億五千九百万円、投資的経費につきましては……、投資的経費でございまして、これは五十七億九千三百万円、合計いたしまして六百十一億七千七百円ということになつております。それから中学校につきましては……

○小笠原二三男君 一人の單働だけでいいのです。生徒一人の……

○政府委員（辻田力君） 一人当りの單働ですか。生徒費などについて御質問でございいますか。それについて……

小学校につきましては生徒一人当り三千三百九十八円、中学校につきましては五千八百八十六円、それは給與費でございいます。尚生徒経費としまして生徒一人当りについては、小学校につき

徒一人当りについては、小学校につきましては千五百円、それから中学校につきましては千九百五十円というよりな程度でございいます。

○小笠原二三男君 再三先程からの質疑でいろいろの点が分つたのですが、岡野自治庁長官は地方自治の伸張のために、その財政措置の自由は地方に委せるといふことが必要であるといふことを言つておられる。これは私も御尤もの御意見だと思ひます。それで我が義務教育の問題を主張するには憲法上、憲法の二十六條で教育に對しては無償でやるんだといふことを言つておられる。これは地方自治の伸張であるうが何であるうが、そうしたことのたのめ法律上の措置以上、それに優先するものだと思ひます。ところがそれができないような現在において、国が無償に持つて行くまでの暫定的な措置として、努力として、地方の教育財政について相當な枠付けをするという立法は、何らこの憲法上から言ふならば地方自治を侵害しないものであるといふ見解を持つので、岡野自治庁長官の先程のお話は、法律上の一応の御意見であるが、教育優先の立場からいふならば、文部大臣の意見というものは十分採つて用ゐる理由があるのではないかとこの思われるわけなんです、この方向において御協力、御努力をお願いしたいと、この思ふわけなんです。あります。この点については私の質問は終ります。六、三の建築費関係のこと、他の委員が今までのことについて関連質問がない限り御答弁になつてそつちへ譲つて頂きたいと思ひます。建築予算のことです。

○政府委員（久保田隆雪君） 今後六、三、三の建築を進めて行く上に、地方の寄付金の關係をどう扱つて行くかといふ御質問のようになつておりますが、これからの寄付金の關係の前に、従来の寄付金によつた建築の關係、従つてこれらが地方でこの六、三建築問題の相當痛になつております。そのことがむしろ当面私共の解決しなければならぬ問題の重点であると考えておられます、今回安本の公共事業費關係から一般行政部費の關係に移されて、大蔵省に所管替になるように承つておりますが、そういうふうな運びになつて来れば、従来公共事業費であるから、地の工事に対する始末が非常につきにくかつたといふことによつて、難問題が幾らか解決し易くなつて来ておられるわけだと思ひます。この問題を解決する点に先ず根本的な力を入れて行きたいと考えております。このことを先ず解決して行きますことが、將來寄付金といつたような問題の、これから先の問題を解決して行くことに大きな鍵になると心得ておるのでございいます。たまたまこれからの予算の考え方を中心を申上げますと、今までのことは……

七坪、これを市町村單位に、ともかく青空教室の解消をやるのだ、二部授業の解消をやるのだ。これは市町村單位にやるというところが無理かどうかといふことは別問題にして、その線だけでともかく予算を獲得したのでございいます。今後○七坪の問題は多少残つておりますけれども、その問題を一段落つけると同時に、ともかくこの六、三建築、六、三制の新しい制度を施行したについて起つて来た校舍、建築問題を国がどこまで、どういふ形で責任を負うべきかという問題を明確にするの

が、この問題の基本になるわけでございますので、そこに解決の最後の鍵を求めて、従来の借金、今日そうした部分を解消して行く問題と共に、これを解決して行くように取り進めたいと願つておる次第でございます。そうして解決して行くことが従来の寄付金なり、補助金以外の国債は勿論でありまして、国債を含んだその他多くの特殊な、殊に無理な寄付を集めて行なつていた、そういう問題の解決に相成るうと考へておる次第でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 小笠原君にちよつと申し上げますが、文部大臣は今衆議院の會議に呼ばれておりますから、文部大臣に對することはございせんか。關連して。

○小笠原二三男君 それをそつちへ行つてしまひます。文部省だけでお伺ひいたします。それで今の久保田政府委員のお話ですと、本年において〇・七坪を、それでさへもまだ相當の必要経費というものがあつたといふお話でしたが、その金額が幾らであるかといふこと、それから第二には今のお話の最後に、この六・三建築費について将来国がどうするかといふ基本的なことの決らないことは非常に困ることだといふことでございますが、どういふふうにしてこれを賄つて行くといふ基本的なお考えを持つておられるのか、その二点文部大臣にお伺ひします。

それからいふならねと困るもので、みんな聞いてしまひますが、第三には、二十四年度において学校の災害復旧の建築のための金は補助金として二億五千万円くらいで、起債の枠もあつたのであります。この前の大蔵

大臣の答弁によると、来年度における災害復旧の費用を全額国が見るのは打切、こういうようなことがあるので、この学校の関係の災害復旧の金、全体の災害復旧の費用も来年度はどういう関係になるか、いわゆる打切られるのか、学校関係だけは継続するの、か、こういう点であります。

それから第四には寄付の問題ですが、新制大学は御承知の通り、初めから地方の寄付を予想して認可せられ、設立せられて、各県は数千万円、或いは一億を超える寄付金を予定し、国から相當強制せられておるわけでありまして、これらの寄付を賄う金はやはり一千五十億なり、一千九百億なりといふ、全体の金の中の一部分なのでございませぬ。そうしたならば、到底賄ひきれないことは、この財政計画から見てもはつきりしているところなのでございまして、本年度或いは来年度以降において、文部省はこれらに對する地方の寄付を必要としないだけの一切の設置費といふものを予算を要求し、これが実際に努めるお考えがあらうなるかどうかが、即ち新制大学に對する地方の寄付を、これを国として求めないといふ方向にお考えになつておられるのかどうか、この四点についてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 今四つの点をお問ひになりましたけれども、その数字的なことは政府委員にお答えいたします。大体の方針としては私は六・三建築といふものを、今こどもも打切るといふのではなくして、どこまでも私が理想と考へておるところまでこれを継続して貰ひたいと思つており

ます。そういう予算はどうか私は大蔵大臣にお願ひして、何とかしてこれを出して貰ひようになつておつております。

それから今の寄付のことでございますが、国家が強制的に寄付といふことは決してしたことはないと思ひます。ただ地方が進んでここにこれだけの寄付をするから大学を許可して呉れといふふうなふりをしておるのですから、そういう寄付は進んで出さなければならぬといふことだといふふうに思ひます。詳しいその数字のことは管理局長に御答弁させます。

○小笠原二三男君 今文部大臣が言われるような強制的な寄付はないといふことは、これは刑法上でいふ恐喝になつてしまふ。国としては確かにそういうことはあり得る筈はないのです。併しなからこれは設立認可を頂戴しないために地方がやつたので、地方が自主的にこれは寄付するのだから構はないのじやないかといふことはあり得ない。この徴収の計画全体、地方財政全体に大きな影響を持つ金額なのであります。これらが民主的な寄付であらうが、なかろうが、国としてはこれを一切廃止して地方自治を助長して行くといふ考えを持つのが私は當然でないかと思ひます。このなれば代りに國としてこれだけの予算を別途要求しなければならぬのではないかと考へて申上げておるのです。而も強制でないといふことを言われましても、県は県議會においてその決定を強行したと同様であり、市町村自体も訓令でこれは寄付の予算を市町村議會で議決しておるの

です。こういうのを稱して私は強制寄付だと言わざるを得ないと思つておるのです。ただ黙つておつて集まつて来る寄付なんというふうなことは、この歴大な学校関係の設置計画についてはあり得ないと思つておるのでして、刑法上には問題だと思ひます。地方財政法の一部改正で出ておる、これを強制的な寄付といふ範疇に属するかどうかといふ意味のことを聞いておるのです。

○國務大臣(天野貞祐君) 私も別段刑法上です、強制といふ意味で申し上げたわけはございません。やはり道徳的な意味でも、やはり強制的な意味でも、やはり地方の大学を作らうといふときには、自分達の方でこれだけの金を出さなければならぬ、國家の方もそれを助けてやつて呉れるといふことではないかと思つておる。そういうのが現実の事実だと思ひます。それを地方の財政を圧迫するから何でもそういう金を國家がみな出すべきだと言つても、私は今の日本の経済ではそういうことはできないのではないかと、自分は一個の教育者として、日本に小学校から大学までが実に充実したものにしたいという熱望においては、私は何も小笠原さんに譲りませんけれども、國家の財政といふことも考へて行かなければならぬから、何でも全部國家が金を出して、それでどこにでも立派な大学を作るといふことは望ましくないけれども、現実においてはできないではないかと、だから私は差當つて一つ義務教育を充実しよう、ここに義務教育を充実して、段々に上の方をやつて行く、従つて

幾らか不備な大学ができて、これはもういたし方がないが、地方が自発的に提案されている場合においては、地方でやはりそれに対して責任を持たれたいといふのはなからうか、寄付といふことはすべて強制とはいへません。寄付でも自発的な寄付といふこともあり得ると思つておる。多くの場合進めでも無理にといふのはありませんので、地方が自分からそういうことを始めておるのです。だから私は國家が全部今計画されておる大学を完備することの費用を出さうといふことは、今の経済的な常識では差當つてはできないのじやないかといふことを考へて、できるだけのことをしたいといふ考へておる

○小笠原二三男君 天野文部大臣の立場としてはそういう御見解もあるでしょうが、この財政平衡交付金一千五十億なり、或いは地方税による所要額として徴収されるもの千九百億、その何十パーセントかがいわゆる實際上の財政として操作される、これの資料の中には全然新制大学の寄付関係はないのであります。そのものを地方においては、地方財政を圧迫するといふことは計數上言えるのではないかと思ひます。そういうものは地方で、民意による自由な寄付であれば取つてもいいのだといふことも、個人から取るばかりでなく、各地方の各級機關の公共団体から予算面に支出額を決定して、そういう大学等に寄付として支出を決めておるのです。こうなれば他の財政需要といふものを賄えないといふことになつて来て、どこかの予算面にも欠陥が出て来るに決まつておる、これは計

数上必ず起つて来る問題だと思つたので、これを改善しないといふことであるならば、岡野大臣の言う地方自治の伸張なり、財政確立はあり得ないと思つたので、この責任は一にかかつて政府にあると言わざるを得ないと思つたので、岡野大臣にお伺いしますが、文部大臣のおつしやる通り、教育のためであるならば、地方の者の自由な寄付であるならば、出して、国のためにこれを応援してもよろしいとお考えになつておられるかどうかお伺いしておきます。

○国務大臣(岡野清濤君) 大分むずかしい御質問で……。

○小笠原三男君 いやむずかしいのです。(笑聲)

○国務大臣(岡野清濤君) 寄付金の点につきましては小笠原さんの御見解の通りでございます。今一般に困つておりますから金を出すことは皆嫌がつております。ですからたとえ自由的にいたすような形を取りましても、或いはそれは自由的なことでもなくて、そして半ばいゆる先程おつしやつたような、詐欺とか恐喝とかいふものではないけれども、併しながら精神的には出しにくい、仕方がないから出すという寄付金が多いだろうと思つた。そういう意味におきまして、そういう寄付金を成るべく取らないで公平に地方税の方で、地方財政を助ける意味において寄付金を成るべく取らないようにして財政をやつて行こう、これは今度出ました法案の趣旨でございます。でございますから、私といたしましてはそういうような寄付金に余り依存して、そして教育をして行くといふこと

はよくないことであらう。同時にそうしますれば、どうしたらよいかと申しますれば、地方の財政を強化して、そして地方財政によつてやつて行こう、それが平衡交付金で半分行くとか、それから又地方の税を取つて半分で行くとか、こういうことは別問題でございますが、寄付金の点におきましては、おつしやる通りに考えております。

○小笠原三男君 災害復旧について……。

○政府委員(久保田藤吉君) 災害復旧の昨年度の金がどういふふうであつたのか、それからこれからの金がどんな工合かというお尋ねでございます。昨年は二億八千万円、それに同額の起債が付いておる。本年度の分は二億といふことになつておりまして、来年の關係の分からこれから起つて来ます災害に対する一定の枠の中で決められる問題で、今幾らかといふことを申上げるわけには参りません。

それから六・三の、これから先の計算關係がどんなふうになつておるかというお尋ねでございますが、差がつて〇・七坪を市町村単位ではあります。市町村側の今現在私共のところに来ております要求による修正、補正をいたしました枠で、大体五十億足らずといつたところが尙不足でございます。その上に先程申しました一応国の義務量としてやつて行くべき線がどこかという問題でございますが、これに伴つた経費は大体平均小中学校を通じて一人一坪の線を獲得したい、これが私共の一応の理想でございますが、これを實現したいと存じますが、

これに要する費用は約四百四十億円見当でございます。

○小笠原三男君 来年度の災害復旧のあれは国の方針で、一般の災害復旧費は国で全額見ないという方針で予算を出された、こう決つたということですが、それとこの学校關係の災害復旧の方は同じ中に包まれて、今後考えられて行くかどうかということをお伺いしておるのです。

○政府委員(久保田藤吉君) その点はまだ私共確定したといふところまで承知しておりません。今まで私共承知しておりますところでは、一応その枠の中で、只今御返答申上げたように承知いたしております。

○小笠原三男君 少し長くなつて誠に恐縮ですが、五十億近い金が本年度必要である。政府の決定のあれから見ても必要である。これだけは地方が必ず使わなくてはならぬ。その他に隠れたる建築のために寄付がこれは強要せられるならば、任意に自由に行われるに違ひない、こういうものはこの本年度の地方財政、或いは財政平衡交付金等においては見られておらないものなんでしょう。だからそれだけのものが地方で必要であるとなれば、必ず六・三の建築予算を今年度追加予算として出さないと、四十数億を出さないと、地方税も千九百億の枠というものを抜けなくちゃならぬのじゃないか、こういうことが考えられるのですが、岡野大臣は如何お考えになりますか。

○国務大臣(岡野清濤君) お答え申し上げます。その点においては、私達も随分苦勞しておるのでございます。併しそれは何か一つ、たとえて申しますれば

ば起債の枠を殖やすとか、又は平衡交付金を幾らかいじるとか、こういうようなことにして行かなければならぬよな感じを持っております。でございますから、地方の六・三建築に對して非常困つておる、又そのために誰かが使用したり何とかしたりする話を聞いておりますが、同情を持つて善処したいと考えております。

○小笠原三男君 いや希望でありまして、特にこの寒冷の東北、北海道の地域の方は十月頃金を貰つたところでこれは建築できない。是非次に又臨時国会が近々あるように伺つておるので、そのときには何らかの結論を得られて、我々にお示し願うようにお願いして置きたいと思つた。

最後に先程地方行政調査委員會議のお話がありましたが、この最近の新聞発表によつて教員の給與の責任者を現在の都道府県から市町村に移そうじやないかというふうな見解の新聞発表があつたようでありまして、文部委員等では、文部大臣は市町村にきておる教育委員會の状況が必ずしも巧くなつておられたさうであります。そういう現在の状況において岡野大臣は教員の給與を市町村まで下げるということに御同意でなかつたかどうかお伺いします。

○国務大臣(岡野清濤君) 私その新聞を見ておりませんので、その事情を知つた人から一つ御答弁申上げたいと思つております。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方行政調査委員會議におきましては、今の教育事務につきましても、配分をどういふふうにするか、鋭意研究中でございます。

で、まだ何ら結論に到達しておらないように聞いております。いろいろ研究は今重ねておるようでございます。新聞にどのような意見がございまして、か私も見ておりませんが、まだ何ら確定的なものはできていない段階でございます。

○小笠原三男君 それならこれも希望なのであります。現在都道府県ぐるみの範圍における教育委員會の教育行政においても、いろいろ問題とされる点があるのに、もつとその下の町村の教育委員會において教員の給與を支拂うといふことは、結局任免の権限が移つて行かなければならぬ問題でありまして、そうなりますと教育の現在の状態がよりよいものになるよりは、逆行する虞れがあるといふことも考へるし、教育刷新審議会の総理大臣に對する建議の中にも、当分の間は都道府県の中に、これを止めるといふことを建議しておるのであります。これらのことは、文部大臣のみならず、直接地方財政自治に御關係のある岡野大臣において十分御研究、御勘案の上、こうした各方面の意見を尊重して善処して頂くように御希望して私の質問を終ります。

○竹中七郎君 文部大臣が急がれておりますから一点だけ只今の関連質問であります。我々も先般調査に参りまして、教育委員會、市町村と申しますか、町村の教育委員會といふものができた県もある。二十七年からは十分でございといふことを耳にしております。

この問題が直接経済運用におきまして人員交流或いは経費の問題、こういうものが県から引離されますと非常にやりにくくなる。我々は陳情を聞きまし

たときにおいては……これは福井県と思ひますが、何とかして貰わなければ到底困る。良い先生が来られないようになると、会の経済状態においては。というふうなお話がありますが、この点につきまして文部大臣とせられましてはどういうふうにお考えになりますか。これは伺つて置きたいと思ひのであります。

それから次にですね、今六・三制の問題につきまして農林省の農地局でありますか、農地と六・三制の敷地の関係におきまして、私の方におきましても現実の点において到頭町長が、私の近くの町長でございますが辞職した。責任辞職した。これはいわゆる文部省の方からは六・三制の学校を建てよう、私は愛知県でございますが、愛知県におきましては名古屋市の他の戦災地を除きまして、外の土地は全部できてしまつた、ところが少しの町村だけが残つてしまつた、いろいろな状態で残つておるのであります。仕方がないからやつてしまつた。そういたしますと農地関係から問題が起りまして、学校を潰してしまふというようなことになって、いろいろな協議やその他やりますしても承知しない。こういうわけで到頭怒つてしまつて止めてしまつた。こういうことは私は農林省と文部省の間の折衝がうまく行つておらない、普通の営利会社が来ましたが、それは又考えなければならぬ、これは文部省から押しつけられたと申しますか、やれというので仕方なくやつた。それに対して、農地部がやるといふことは、私は文部省と農林省との間の折衝がうまくいかない、こういう点につ

きまして、今後どういふふうにお考えになつておるか、この二点をお伺ひいたします。

○文部大臣(天野貞祐君) 只今の点につきまして、やはり従来の手続に……、第一の方でございますが、やはり少し不十分な点があつたのではないかと。だから何かの方法でこれを解決するように努める方がいじやないか、詳しくは政府委員がよく心得ておりますから政府委員から……。

○政府委員(辻田力君) 第一の点の地方教育委員会の設置単位の問題でございますが、この問題につきましては、現行法において御承知の通り教育委員会法によりまして、市町村というこになつております。併しいろいろ実施した後における経験におきまして、必しも適當でないという面もございますので、文部省といたしましては、目下全国的な調査を計画いたしまして、財政の面、人事の交流関係、教育的、行政的、産業的のいろいろな面から考えまして、一定の結論を出しまして、もう少し広地域なものを設置単位にいたしたいという考の下に研究を進めておるわけでありまして、後の問題は外の政府委員から……。

○政府委員(久保田藤吉君) 第二の農地関係と学校敷地の関係であります。御承知の通り農地関係の語は、ある程度中央で纏つておりました。御承知の通り農地委員関係は、そも、現地主義でやつておられますので、止むを得ず私共の方から特定の場合に必らず誰か現地に人を派遣して、県の関係の人と折衝する機会を作つております。何しろ一方は安く土地を買つて置きた

い、片方は高く売らうという全く違つた観点に立ちますから、必らずしも十分な成功を納めておりません。幸い現在私共の手許で今手当をしなければならぬところがあるところありまうが、認承関係が終ると又そういう関係がありまうので、できるだけ現地に私共の方から人も出し、県の方からも来るといふことで、現地的に解決するといふのが、今のところ一番有効かと考へておる次第であります。

○竹中七郎君 それでは……。

○委員(岡本愛祐君) 大臣にです。

○委員(岡本愛祐君) 大臣にです。

○竹中七郎君 いや大臣でございます。

○委員(岡本愛祐君) 大臣は衆議院の文部委員会から再三の催促でございますが外に御質問ございませうか。
○吉川末次郎君 先程来小笠原委員が天野文部大臣にいたした国立大学への寄付金に対するところの問題について、質問について、大臣の御答弁は、これは小笠原君も多少指摘したことでありまして、非常な私の見るところ一つは錯覚に文部大臣が陥つていられるように考へるのであります。即ち寄付金というものをシャウプ勧告がこれをやめるようにし、又この地方税法も寄付を取つてはならないという趣旨で規定されておるのであります。その趣旨を天野文部大臣は国の政府が、地方自治体から任意的な申出によつて、そのところの経費の負担というものを、納税者で、或いは一般国民が学校建設のために出すところの寄付といふもの等を、何か負担の上において運つたものであるかのように考へられておるのであります。その寄付を受ける

ところのものが国の政府でありまして、或いは地方自治体でありまして、出す人はみな国民なんです。租税につきましても、地方税であるが、国税であるが負担はみな国民が同様を負担するのではありませんか、それを地方自治体が文部省にこれだけの寄付を地方で負担するからして、大学を建てて呉れといつて来たのが、国民の負担からによつて行われるものであるといふことを、ただ単に地方自治体の政府の関係を国の政府の管理として、全く別個のようになつた一つの錯覚に陥つておられると思ひので、明らかに天野文部大臣のような御見解はシャウプ勧告の趣旨にも反し、又この地方税法とを、はつきりと再認識して頂くといふことが必要と考へるのであります。

それで天野文部大臣が私途中で聞いたのであります。先ず義務教育負担を完備しなければならぬ。大学その他教育機関は第二次的、第三次的に充実することを考へて行くべきであるといふ御見解については全く同感であります。そういたしますと、これは更に行政そのものの中に深く入つて行くことになるのであります。現段階においては少くともあつた七十七幾つかの国立大学の設立を許されたといふことが、非常な過ちであつたといふようなことに、文部省がもう一度再検討せられるところの必要があるのじやないか。これを欧州の諸国の例等から見ましても、ドイツその他の諸国におきましても、大学の数はドイツ等においても大体三十をこへてあつたかと思ひます。人口は大体同じであります

日本において、国立大学があつた数を建て、而も必然的に内容は極めて低級のものしか建てられないという、この政策を自身を財政面の上から、或いは又寄付金の上から関連して、再検討せられる必要があるのではないかと考へるのですが、今申上げましたことにつきまして御答弁を願ひます。

○文部大臣(天野貞祐君) 只今伺ひました御意見は如何にも御尤もと思ひますが、ただすでに大学といふものが出来たとしておられますから、そうして学生はすでにそこで四年の課程を終るものという考へを持つて入学して、すでに二年になつておられますから、私も御意見と同じように思つておりますけれども、今更これを整理するとか、そういうようなことは不可能だと思つております。とに角これを不十分ながらも有て行くといふことも一つの考へ方でありまして、大学と申しても今度のカレッジといふものは、従来のユニヴァーシティといふものは、余程趣きを異にするものがあると思ひます。そういう意味で私は一旦許可した大学といふものは、そのままだう考へて行きたいという考へを抱いておられます。それにつきましてもやはり特殊な寄付といふものがなくこれは十分やつて行くことができない。もと、寄付といふことを基にして成立したものでございまして、ただ税制等の細いことになりまして、或いは私の考へ方に不十分なところもあるかと思ひますから、尙よく自分もその点について研究、考へをいたして見たいと思ひます。
○西郷吉之助君 今の文部大臣のそういう御意見でありますと、この地方税は寄付金をとらないで税で賄つて行く

んだという、当初からの地方税法案提出の要旨と甚だ相反する結果になります。岡野国務大臣はどう考えますか……。

○岡野清一(岡野清一) お答え申上げます。私といたしましては地方税法案で今まで四百億もあつた寄付金を三百億減して、先ず百億くらいはいたし方ないものとして、そしてこの税法案を編んでおるものでございます。それから、文部大臣が御希望になつておられることもありまして、やはり、ただ税法の立場から行きますと、やはり私が提案いたしました通りの意見は變つておりません。

○西郷吉之助君 今岡野さんはそう答へられました。御覽の通りに文部省の見解なんです、どうも勢いよく政府は地方税の説明に寄付金をとらんとすることを言つた。これが採決しない前から逆な現象があるんで、そういうふうなことでは税は税で増税し、又寄付金は寄付金でとる、そういうふうなことになる。そうすると国民は迷惑の上になります。そういうことがあつてはいけません。そういうことがあつてはいけません。

○岡野清一(岡野清一) お答え申上げます。地方税法案を編み出して、そして寄付金を三百億とらないようにすること、その代りに地方に財源を與える。こういうことになつて今度の地方税法案が出ておることはたび／＼申上げた通りであります。でございまして、誠に文部大臣にお氣遣ひでございすけれども、寄付金は文部大臣がなさるんじやなくて(笑)やはり国民がするものでございまして、この税法案を遂行して行く点においては、或いは文部大臣の御期待に副わないようなことがあるかも知れません。その点は御了承願ひます。

○岡野清一(岡野清一) お答え申上げます。地方税法案を編み出して、そして寄付金を三百億とらないようにすること、その代りに地方に財源を與える。こういうことになつて今度の地方税法案が出ておることはたび／＼申上げた通りであります。でございまして、誠に文部大臣にお氣遣ひでございすけれども、寄付金は文部大臣がなさるんじやなくて(笑)やはり国民がするものでございまして、この税法案を遂行して行く点においては、或いは文部大臣の御期待に副わないようなことがあるかも知れません。その点は御了承願ひます。

○西郷吉之助君 今そういうことであつたので甚だどうも遺憾ですが、どうもそういうことを私達は懸念したんですが、すでにそういう現象が起きたということは、これを採決する上に非常に重要な考慮を要すると思う。甚だ遺憾なんです。ですからそういうことはもう少し、こういう法案は前に参議院で否決された運命にあつたのに、又採決に先だつてどうも逆転して来るようでは我々にはこれは再考を要するのではありません。

○委員長(岡本愛祐君) 今文部大臣から発言を求められました。○岡野清一(岡野清一) これは私が実は甚だ申訳がないのですが、今度の税に対する知識が十分なものですか、税に對して、従来常識的な考え方から言つたわけではございまして、岡野国務大臣の言われるところは誠に適當と思ひます。私の言つたことは私が税制に關する知識の不十分に基づくものであるから、そういう点は了承して頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 今文部大臣から発言を求められました。○岡野清一(岡野清一) これは私が実は甚だ申訳がないのですが、今度の税に対する知識が十分なものですか、税に對して、従来常識的な考え方から言つたわけではございまして、岡野国務大臣の言われるところは誠に適當と思ひます。私の言つたことは私が税制に關する知識の不十分に基づくものであるから、そういう点は了承して頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 今文部大臣から発言を求められました。○岡野清一(岡野清一) これは私が実は甚だ申訳がないのですが、今度の税に対する知識が十分なものですか、税に對して、従来常識的な考え方から言つたわけではございまして、岡野国務大臣の言われるところは誠に適當と思ひます。私の言つたことは私が税制に關する知識の不十分に基づくものであるから、そういう点は了承して頂きたい。

○委員長(岡本愛祐君) 今文部大臣から発言を求められました。○岡野清一(岡野清一) これは私が実は甚だ申訳がないのですが、今度の税に対する知識が十分なものですか、税に對して、従来常識的な考え方から言つたわけではございまして、岡野国務大臣の言われるところは誠に適當と思ひます。私の言つたことは私が税制に關する知識の不十分に基づくものであるから、そういう点は了承して頂きたい。

○小笠原三男君 お歸りになつてもいいですが、今の話は非常に重大なもので、私長いこと質問して零になつたというのでは困るので(笑)これは連記の方を見て聞かなくてはならぬ明日又伺ひたいと思ひます。保留いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 今小笠原君の発言に關連して文部大臣がもう一言……。○岡野清一(岡野清一) その四百億の中に、三百億というものが税で賄う、ただ百億というものが残るといふだけのことでございまして、何も岡野国務大臣の言われるところ、その意味においては矛盾しないと思ひます。ただ私が常識的な、あなたが寄付と言われたから寄付という言葉を使つたまでで、私の考えの間違いといひますか、誤解があつたので、内容については岡野国務大臣の言われるところと何ら變るところがないと思ひます。

○竹中七郎君 先程の六・三制に対する農地問題の続きでございまして、私の申上げておるのは現地の農地委員会、或いは農地委員会がこれを承認したと、ところが問題になりますのは開放した土地は農林省の農地部が管理しております。この開放地に対する……、いわゆる国家が買上げて行く、それを町村の公共団体にやる、この問題につきましては問題がまだ沢山残つておるのです。この問題に對して農林省といたしましては、これに對して如何なるお考えがあるか。これに對して御努力になるか伺ひたい。

○政府委員(久保田藤吉君) 只今お示しの点は、前にお答えしました農地の確保が目的のこととのお思ひでございまして、誤解がありましたので、訂正させていただきます。尙御指摘の点については十分努力をいたしまして、何しろ私共の一枚看板であります六・三制關係のために努力したいと思つております。

○西郷吉之助君 只今の問題に關連しますが、今回の地方税法案の附則に三項として、「地方公共団体は、寄付金を住民に割り当てて強制的に徴収するやうなことをしてはならない」といふことがあつたんですが、今のやうな憂があつて、大臣同志であらういふやうに軋軋するくらいで、末端に至つては全く混乱して徹底してないと思ひます。これは片手落ちであつて、實際的に国は住民に割当てて強制的に徴収することはできないといふことで地方公共団体を縛つておくが、国は何か文部大臣が言つたやうな理由を附して、又文部官廳なるものはえてしてそういうやうな寄付を強制する可能性があるんで、やはり我々はその点を考へて、そういう点は農林省とかその他文部省もそうかも知れんけれども、なか／＼そういう禁止規定はできませんから、これは今国会でなく、次の国会にでもやはりそういう議員提出の法案を作つて強制的に寄付を割当てるといふことを禁止して置かなければいかんと思ひます。

○石川清一君 寄付のことについてであります。先程も運営委員会、議運で何か今度文化財の保護委員会ができて、その中に常勤の五人の委員がいますけれども、非常勤として一万田日銀總裁を入れて置く。日銀總裁を入れて置けば、何か財界の圧力かなんかで龐大な寄付金が貰えるというやうな含みのある説明があつたわけでありまして、これを裏から逆に計算をしますと、そういう分だけは、虚偽の申告をして置いて、残して置いておかまわなというやうな解釈でもしない限りは、到底そういうものは出てこないのではありませんが、只今の岡野大臣並びに文部大臣の意向を見ましても、当然百億という寄付は見込まれてゐるのだから、特に償却資産の評価の場合、或いは固定資産の評価の場合には、そういうものを前提にして虚偽の申告をして置いて、寄付する場合に於いては犯罪法の適用は受けないのだといふやうな印象を與えておられますが、一体この真意を一つ地方税の上になつてはつきりお伺ひをいたすものであります。

○政府委員(小野哲君) 石川さんの議運の問題は私は存じませんのでお答えいたしかねますが、寄付金の問題は、これは今回の地方税制の改正によりまして、できるだけ地方公共団体が一般財源によつて、自治の運営の適正を期して行くこと、こういう狙ひになつておりますので、只今の議運の關係と、どういふやうな關係があるか、ちよつと理解いたしかねる点もあるものであります。が、要は一面、地方財政の運営に當りましては、できるだけ住民の負担の軽減を目途として、財政上の緊縮も図つて行かなければなりませんし、一面地方税法の改正によりまして上げうる税収額によつて、団体の経費を賄つて行くという方向に持つて行かなければなら

○石川清一君 寄付のことについてであります。先程も運営委員会、議運で何か今度文化財の保護委員会ができて、その中に常勤の五人の委員がいますけれども、非常勤として一万田日銀總裁を入れて置く。日銀總裁を入れて置けば、何か財界の圧力かなんかで龐大な寄付金が貰えるというやうな含みのある説明があつたわけでありまして、これを裏から逆に計算をしますと、そういう分だけは、虚偽の申告をして置いて、残して置いておかまわなというやうな解釈でもしない限りは、到底そういうものは出てこないのではありませんが、只今の岡野大臣並びに文部大臣の意向を見ましても、当然百億という寄付は見込まれてゐるのだから、特に償却資産の評価の場合、或いは固定資産の評価の場合には、そういうものを前提にして虚偽の申告をして置いて、寄付する場合に於いては犯罪法の適用は受けないのだといふやうな印象を與えておられますが、一体この真意を一つ地方税の上になつてはつきりお伺ひをいたすものであります。

○政府委員(小野哲君) 石川さんの議運の問題は私は存じませんのでお答えいたしかねますが、寄付金の問題は、これは今回の地方税制の改正によりまして、できるだけ地方公共団体が一般財源によつて、自治の運営の適正を期して行くこと、こういう狙ひになつておりますので、只今の議運の關係と、どういふやうな關係があるか、ちよつと理解いたしかねる点もあるものであります。が、要は一面、地方財政の運営に當りましては、できるだけ住民の負担の軽減を目途として、財政上の緊縮も図つて行かなければなりませんし、一面地方税法の改正によりまして上げうる税収額によつて、団体の経費を賄つて行くという方向に持つて行かなければなら

○政府委員(小野哲君) 石川さんの議運の問題は私は存じませんのでお答えいたしかねますが、寄付金の問題は、これは今回の地方税制の改正によりまして、できるだけ地方公共団体が一般財源によつて、自治の運営の適正を期して行くこと、こういう狙ひになつておりますので、只今の議運の關係と、どういふやうな關係があるか、ちよつと理解いたしかねる点もあるものであります。が、要は一面、地方財政の運営に當りましては、できるだけ住民の負担の軽減を目途として、財政上の緊縮も図つて行かなければなりませんし、一面地方税法の改正によりまして上げうる税収額によつて、団体の経費を賄つて行くという方向に持つて行かなければなら

らないと思つておるのでございます。地方税制のこの考え方と、寄付の問題とは不可分の関係として、私共は了解をしておるような次第でございます。具体的問題につきましては、私から御答弁することは控えたいと思つております。

○石川清一君 若しこの地方税制の本旨に則りまして、一銭の寄付もなかつた、一応百億は見込んでおりましたも、これを寄付が上つて来なくても、法律的に異議申す筋はないのでありまして、その場合に、一銭も出なかつた、百億出なかつたという場合に、これを平衡交付金によつて処理をするお考えを持つておるかどうかお伺いをいたします。

○政府委員(小野哲君) 地方団体の財政運営につきましては、当該地方団体の理事機関なり、或は議会におきまして、十分住民の実態、或いは又計画の内容等について慎重な検討を加へて行ふものであらうと思つておるのであります。仮に百億円の寄付が集まらなかつた、又具体的にどういふ場合であるか、いろいろ施設を行います場合の具体的問題について検討いたさなければならぬと思つておるので、一概に申上げかねると思つておりますが、若し地方団体の提出いたしました資料によりまして、財政需要額と、財政収入額との間において、その差額について考慮いたさなければならぬような事態が生じた場合におきましては、地方財政委員会、地方財政平衡交付金の規定に基づきまして、一般的の考え方の下に、これに対して措置を講じなければならぬかと存するのでございますが、寄付金との関係におい

て、地方の歳入欠陥がどのように現れてくるかというところは、この地方税交付金の運用によりまして、いわゆる財政需要額というものを算定することになるものであります。その際におきまして、需要額の中に、いわゆる寄付金というものは算定の基礎には入つて来ないわけでありまして、向又、地方財政平衡交付金の趣旨から考えまして、御承知のごとく暫定的な措置として、昭和二十五年、或いは二十六年におきましては、特別平衡交付金の制度も考へておつて、災害、その他特別な財政需要を生じた場合であるとか、或いは又、普通平衡交付金を交付した場合における過少な結果を生じた、少かつたというふうな場合におきましては、この特別平衡交付金によつて財政の調整を図るといふ考え方はござい

ますが、寄付金それ自体を財政需要額の中に入れて、これを算定の基礎にするという考え方にはなつておらないものと思つておられます。

○中田吉雄君 寄付に關連いたしまして、自治体警察の問題についてお伺いいたしたいと思つております。自治体警察の置かれましては趣旨につきましては、同感であります。設置された趣旨が十分生かされますためには、地方自治体におきまして、必要な経費がそこで調達されるということなしには、非常に警察行政が腐敗する大きな原因であると思つておられます。警察法の附則の第八條には、財政的な基礎が確立するまでは、国においてこれを補填するといふようにあるように記憶いたしておりますが、一つの例を上げましてお尋ねしたいと思つております。第一に人口六千の町がありまして、そこに自

りませんために御理解が行かなかつたと思つております。地方財政平衡交付金の運用によりまして、いわゆる財政需要額というものを算定することになるものであります。その際におきまして、需要額の中に、いわゆる寄付金というものは算定の基礎には入つて来ないわけでありまして、向又、地方財政平衡交付金の趣旨から考えまして、御承知のごとく暫定的な措置として、昭和二十五年、或いは二十六年におきましては、特別平衡交付金の制度も考へておつて、災害、その他特別な財政需要を生じた場合であるとか、或いは又、普通平衡交付金を交付した場合における過少な結果を生じた、少かつたというふうな場合におきましては、この特別平衡交付金によつて財政の調整を図るといふ考え方はござい

自治体警察がありまして、警察官が十二名、女の職員、受付などで三名程ありまして、大体十五名くらいこの警察の人員なんです。そういういたしまして、自動車を持つたりいたしまして、どうしても二百四、五十万くらいな経費があらうと、その自治体警察の運営が賄へん、こういうふうな情勢でありまして、我々が聞きますところでは、その財源としては入場税が充てあつて、不足はこの平衡交付金で賄うやに伺ひしておるのですが、入場税は全部県に移管されて、自治体警察のよつて立つていましたところの大きな基礎が失われたように思ひます。

入場税が当てておられませんかその点は取消しますが、そういうふうに入場税並びに国から貰います交付金でどういたしまして自治体警察の運営がでないために、現在相当多額な数十万の寄付金を集めておられる。それが警察の庁舎を建てますような臨時のものだけならばいいわけですが、非常に小さな自治体警察といふものが、財源的な裏付けがないために、非常に一般住民から批判されるような取締方針がなされておられるわけなんです。そこでですね、警察法の附則の第八條には、地方財政が確立されるまでは、国から補助するといふ規定がありまして、確立される可能性があると思われ

るでございましょうか。向この入場税が国に移管された際におきまして、平衡交付金との関係はどういうふうになつておられるでしょうか。そういう関係を一つお伺ひいたします。

○政府委員(小野哲君) 御指摘のよう

に自治体警察の運営につきましては、いろいろ意見なり又議論があるのであります。只今お示しになりましたような人口六千の町村におきまして、警察吏員十五名というふうな場合に、二百四、五十万の経費がかかる。御指摘の通りであらうと思つておられます。この財源につきましては、当時充足いたしましては、恰かも地方財政が極めて困難な状態に置かれておりましたために、寄付等によつて、これが経費が充たするといふことも行われたことは事実であらうと存じます。今回の地方税制の改正によりまして、従来入場税が大体において、自治体警察の発足と時を同じうして地方団体に委譲されましたために、これが有力な財源と考へられておつたことも事実であらうと思つておられます。今回は税制の改正によりまして、できるだけ市町村、言い換へれば自治体警察を担當しておられる、そういう方面につきましては、配付税の配付におきまして、或る程度考へ方を加味して参つたのであります。今回は勿論地方財政平衡交付金の規定によりまして、当該自治体警察の警察吏員の数が測定、単位と相成つて、これによつて単位費用を計算することによりまして、自治体警察の所要経費といふものが、大体に出て来るわけなのであります。従つて税収額と見合つての差額につきましては、地方財政平衡交付金でもつと賄つて行くといふ建前で行くといふことは御承知の通りであります。従つて、この税法の施行に伴う自治体警察の経費につきましても、勿論寄付等の強制的な制当は、非常には止めなければならぬ筋合であるのであります。御承知のご

入場税が当てておられませんかその点は取消しますが、そういうふうに入場税並びに国から貰います交付金でどういたしまして自治体警察の運営がでないために、現在相当多額な数十万の寄付金を集めておられる。それが警察の庁舎を建てますような臨時のものだけならばいいわけですが、非常に小さな自治体警察といふものが、財源的な裏付けがないために、非常に一般住民から批判されるような取締方針がなされておられるわけなんです。そこでですね、警察法の附則の第八條には、地方財政が確立されるまでは、国から補助するといふ規定がありまして、確立される可能性があると思われ

るでございましょうか。向この入場税が国に移管された際におきまして、平衡交付金との関係はどういうふうになつておられるでしょうか。そういう関係を一つお伺ひいたします。

○政府委員(小野哲君) 御指摘のよう

とく自治体警察におきましては、或いは予期しない経費が生ずる場合もあるわけでありませう。言い換えれば、自治体警察所在の地方団体において予測しなかつた財政需要が生ずるということでは、これ又事実上あり得ることなのでありまして、さような場合におきましても、これに対する財源の措置も考えなければならぬと思うのでございますが、要は地方財政平衡交付金の適正な、且つ客観的な基準に基く算定によりまして、御心配になつておるような点につきましては、できるだけカバーするようにできるのではないかと考えておるので、要は地方財政平衡交付金法による、交付金の適正な運用の問題になつて来るのではないかと思つております。そういう点につきまして、只今まで入場税に財源を求めておつたと考えられます地方自治体の経費につきましては、これらの新しい制度の運用によつてできるだけ遺憾のないように処置して参りたいと考える次第であります。

○中田吉雄君　その平衡交付金の基礎は警察の職員の数ですか。

○政府委員（小野哲君）　警察の吏員数になつております。

○中田吉雄君　そうしますと自治体警察の置かれます条件としまして、市街地並に市街地的の色彩のものということになつておりまして、その人口六千で置いておるところは市街地的な色彩の町なんです。そして例えば人口五万で自治体警察が置かれておるところよりも包括する面積が広い。そこでそういう自治体警察でありますので、どうしても捜査活動を十分にするために、自動車が必要なので六十万円で自動車

を買つた。そのために寄付を集めた。そういうことからいたしまして、寄付行為者に対していろいろ経済統制の違反なんかあつても摘発できないということで、自治体警察が非常に不信をかつておる。そこでお願いしたいことは、そういう職員なんかの数だけでなく、いろいろ附帶的な条件もあろうと思いますから、そういう点も一つ勘案して計算して頂くように希望したい。

○政府委員(小野哲吉) 只今お話のように仮に自動車に例をとつて見ました場合に、その自治体警察の運営上、自動車が必要だということになりますと、財政需要のうちに当然計上されて出て参る筈になつておりますので、これに基いて必要、不必要を検討しなければならぬと思つたのであります。自治体警察のみならず、全般の警察制度の問題につきましては、政府としてもいろいろ慎重に研究をいたさなければならぬと考えられておりますので、この問題につきましては、地方財政の面からは、只今御答弁申上げましたような考え方で進んでおることを御了承願いたいと思ひます。

○小笠原三男君 今度は寄付の問題について形式的なことをお伺ひしますが、この地方財政法に基いて、實際にそれがうまく運営されるか否かを監視するのは立法機関である国会でもありませんが、行政上の立場からいふならば、これが實際の指導と責任は自治体が負うべきものだと思ふのですが、この点は如何ですか。

○政府委員(小野哲吉) 御指摘のように勿論国会として一般の行政運営につきまして十分御検討を賜ふことは當然

でございしますが、同時に地方財政運営の衝に当るものとしましては、地方財政委員会とともに、常に地方財政の現況について調査し、又報告も受けることになっておりますので、地方財政委員会からも国会に対して御報告申上げることによ法律上なっておりますので、地方自治庁といたしましては、その職務の内容といたしまして、国及び地方団体の間の連絡を図るは勿論、内閣総理大臣の輔佐機関としての立場を持つておりますので、地方財政委員会と十分に連絡を取りながら御希望のような点について今後も運営をして参りたいと考えております。

○小笠原二三男君　そうしますと、第二にこの條文のごとく寄付行為の行われたことについて住民なり、或いは被害を受けたものから自治庁に対して、或いは地方財政委員会に対して訴があつた場合、その事実を認める場合には当然この方は精神規定であらうと思ふ。取消させることのできる行政的な権限を反面持ち得るものと考えるのですが、如何でしょうか。

○政府委員（小野哲吾）　地方財政の運営に当りましては、その衝に當つておりまする地方財政委員会も常に適當な技術的な助言であるとか、或いは指導もいたして参らなければならぬと思ふのであります。只今御指摘になりましたような事態が起りました場合には、地方財政委員会から各当該地方団体に対して勧告をするとか、そういうふうな方法によりまして是正をするようにいたして参りたいと考えております。

○小笠原二三男君　政府委員にお尋ねしますが、私常識的にこの文章表現を

見ます」といふと、強制的に徴収するといふふうにありますから、大体寄付金は募集するものであつて税金と違ふので、徴収するものではない。だからこれは徴収するという語義は、もう強制的にやるんだといふことを意味しておるやうに考えられるので、強制的徴収という語はこれは重複しておるのではないだらうかといふことを考えるのですが、これは如何でしょう。

それから第二には、徴収でも募集でもいいのですが、「するやうなことをしてはならない」というのですから、「するやうなこと」といふことは、これらの行為に類似の行為であるかと思ふのであつて、もつと幅の広い解釈であつて、半強制的、或いは精神的な圧迫を些かでも加えるやうなものはすべてこの條項に当てはまるものであるといふ幅の広い解釈であるといふふうに考えるのですが、この点如何でしょう。

○政府委員(小野哲著) 只今御指摘の点は大体御意見の通りと考えておりまして、通常強制的な寄付は代税寄付といふやうな言葉も実は使われておつたわけでありませう。従ひまして徴収という言葉は形式的にはどうかと存じますが、実質的には大体さうな意味合があたるのではないかと思います。又「やうな」といふやうな字句を使つておられますのは御指摘のように幅を持たせておるわけにあります。

○小笠原二三男君 それではこれは連記に載せて置きたいのではつきりもう一度伺ひするのですが、この法文通に強制的に徴収するといふことは、公同団体である限り絶対あり得ない、從來においてもあり得なかつた、言葉通

のことはあり得なかつたと思ふので、その点から言うならばこれは憲法文のようにも考えらるゝのですが、この「するやうな」というところで、類似のいろ／＼な精神的な圧迫を加えるやうな寄付一切を含むものである、こうこの方は解決するのだ、それでよろしくございまいしょうか。

○政府委員（小野哲君） 御所見の通りでございます。

○吉川末次郎君 本日はもう大分時間も経過いたしましたし、尙先般来明日も尙多少質問ができることにもなつておりますし、我々の方といたしましては修正案の問題等もありまして、いろいろ我々も相談しなければなりませんので、本日はこれを以て議事を一応中止して散会せられるように願ひたいと思ひます。

○委員長（岡本愛祐君） 散会に先立ちまして一応休憩しまして、先程相馬君から御発言もありまして、委員長、理事会を開いて相談してというやうなこともありましてから、一応休憩して、そうして今吉川君のお話のようにいたしたいと思ひます。

○吉川末次郎君 相馬君から提案のありましたことは、すでに委員長から委員に諮られまして決定したことなものでありますから、すでに決定したことを更に取上げてやられるというやうなこととは、議事の手続の上においても違法ではないかと思ひます。別にしやちこばつたやうなことを申上げるわけではありませんが、本日は一応これを以て散会するやうにして頂きたいと思ひます。

○堀末治君 今御提案通り暫時ここで休憩いたしましたして、今委員長のお話の

通り理事会でも開かれて、成るべくない

午後四時二十八分休憩

休憩いたします。

午後七時開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き委員会を続行いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川君に申上げますが、先程決定したとおつしやいまいすけれど、いずれ後で委員長、理事会を開きますということに決定したのであります、それは消滅しておるわけではないんです。それは連記を御覧になれば分ります。はつきりしておりますから、だからそれを一応今やります、時間も取らせませんから……。

○相馬助治君 さつき委員長は質疑を打ち切りそうになつたので、私は質疑打ち切りは困るという発言をしたわけです。その方法としてはいろいろあるだろうが、決まらないならば理事会で決めて呉れということを書つたわけです。現実問題として質疑を続行されたわけですね今まで……。

○委員長(岡本愛祐君) 今日打切らないで明日に……、打切らないでということとは残つておるんです。それを一つこれから一度休憩しまして、簡単ですから直ぐ委員長、理事会を開きますからどうぞ……。

○小笠原二三男君　これが速記上もそうなつておるとあればそれでいいでしょうが、さつき私も速記に留めて置いた通り、文部大臣に対する質問は速記録を見た上で再質問する場合もあるので保留してありますので、その方も勘案の上理事会の方でお諮りを願いたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) それでは暫時

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き委員会を続行いたします。

休憩中に委員長、理事打合せ会を開催いたしました。打合せました結果を御報告し、御承認を得たいと存じます。当初の予定では、当委員会の今日以後の予定は、明日午前中にこの委員会で討論採決をいたしまして、午後本会議にこの地方税法案を上程して貰う。こういうことで大体打合せをいたしておりました。併し先程社会党側から申入れ

かございましたので、打合せの結果、明日は午前十時から質疑を続行いたします。まして、明日中に委員会として討論採決をいたします。本会議への上程は明日は止めまして、明後月曜日に上程する。こういうことに打合せをいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

ことを特に委員長から要請されて、その返事をとつて置いて貰いたい。

一応尤ものように聞こえますが、これはやはり明後日の本会議は議運が最終的に決定すべきであつて、それを拘束

は、却つて紛争の種だと思つたのです。大体が明日委員会で討論採決いたしますれば、明後日は天変地異でもない限りは、我々はこれを了解して、そのくらしいの良識は、少くとも社会党に関する限りは持つておきますので、そういう取極めの必要はないと思つております。

○高橋達太郎君 先程委員長からお話になつたのでありますが、もと／＼この地方行政委員会の進行日程というものがあるのですね。その進行日程には、明日の午前中に討論採決して、午後は本会議とすることが書いてあつたわけです。だからそういう意味合いにおいて三十一日の午前中に本会議とこ

り交渉したりして持つて歸られないので、つるし上げられた経験がありますので、一切そういうことはやらないようにして頂きたい。やつて貰うと、却つて社会党内を紛糾させますので、もう明後日の本会議にかけるといふことと

○安井謙君　今小笠原さんから御発言ありましたが、それ程議連の決議を非常に尊重なさるのであれば、明日の一時というような話に一応決まっておつたのです。それをひっくり返えすということになるわけです。その点では……。

○小笠原二三男君　これは余り論議し

たくないのですが、先程の議速には私も出ておりましたが、いろ／＼の問題があつて、採決を要さない方法を取ろうということで、そうしてお互い譲歩して一時に先ず本会議を開く、但し一時までにこの地方行政委員会の方が上つて来ない場合には明後日までに延ばす、三時頃に出て来たから途中に入れた

と云ふことは、四野閣内では未だから議中の本
 議に入れる、こういうことはしない
 といふ決定で、含みのある決定になつ
 ておりますので、何ら違反しておらな
 いと私は考えるのであります。

○岩本哲夫君　これは特に社会党の方

運の委員長に申入れて、又各議員所属の自覚の議連の方々に對して、地方行政委員會でこういうことに體越であるのが取り決めたからこの努力に向つて邁進して貰いたいという、責任を持つて貰ふということでは私は樂區に言う必

要はありますが、社会党の御意見を大いにくんでかような中間的な最善案ができたのでありますから、それにこだわつてそういふような言葉を言われるのは甚だ遺憾でありますから、この際はそれを承して貰いたい。

○小笠原二三男君 再三申上げて却つて失礼ですが、日曜除きの本会議は何時から始る慣例になつておるかという

ことは皆分つておる次第なのであります。月曜だけ特に午前中の本会議に云云ということ、これは考へようによつては余計なことなので、月曜日の本会議にかける、こういうことだけでもう内容は分つておると思いますので、そういう駄目押をしたということであらう、何か又社会党が作爲があるような

たしなめと、御人格を疑うようなこと
になれど誠に恐縮に存じます。であり
ますから、この点はフェア・プレー
で行こうじゃないかと、こういうこと
でこの採決に御賛成になつて頂いた方
が一番いいのじゃないかと、かように
考えます。

○相馬助治君 私は今の竹中理事の発
言に同感なんです。これはくだわりな
しに岩木さんの言つておるのは、我々
こたわらないから言わないのであつ
て、明日討論採決をやれば、これは委
員長に報告せよと、こういうことま
で決まる。明後日やることを委員長が
報告して、これは本会議に持つて行く
だけで、そこで若しも妙な議事引延し
をやるとすれば、私はこれこそ天下周
知のこれは党利党略になると思う。そ
ういうことが少くとも我が社会党に關
する限りはそういうことはない、従つ
てこの委員長提案通りやつて頂きた
い。

○岩木哲夫君 これはまあだん／＼の
お話があります。この際として
は、やはり重要法案であつて、かくも
い／＼熱心な審議の課題の法案であ
りますので、この際これは予定の三十
日の本会議上程を変更するという意味
からいいましたならば、そういうフェア
・プレーだというふうな意味合いの
みで、これを看過するということにつ
いては、若し間違つたならば大変な問
題も起りますから、別に私は社会党の
方を疑おうとか何とかいうのではない
が、やはりこうした公式の場合におい
ては明確な方法を取つておいて貰うこ
とが必要だとかように考えます。

○鈴木直人君 岩木君の御発言も、こ
れは尤もなお考えから発言されておる

と考えますが、各党はフェア・プレー
で行こうということとを申合せて、そう
して一応結論に到達して明日中に討論
採決を終る、こういうことになつた限
りにおいては、明後日十時から定例の
本会議が開かれることが明らかになん
てありまして、そうして私も議院運営委
員並びに小委員をやつていたのであり
ますが、前日に討論採決を得たもの
は、必ず十時からの日程に議院の小委
員の方で載せるといふことは、これは
もう明らかになつてゐる前例でありま
す。従つて又議院の意向といふもの
は、この地方行政委員会その他の委
員会におきまして議院が行うべきこと
を決定するといふことは、これは越権
である、こういう強い意向があるの
であります。それで明日の午前中に討
論採決するといふことは、これはこの
委員会の内部のことでありまゝするけ
れども、明日の午後からの本会議にかけ
るのだといふ前のこの日程の打合せ
についても、議院においてはそれは権
限外である。地方行政でそういうよう
なことを決定するといふことは、それ
は権限外のことである。委員会の内部
のことならいいけれども、本会議のこ
とを決定するといふことは権限外であ
る。こういうふうな見解から地方行政
委員長が今日呼ばれましてやや吊し上
げのなこともあつたくらいであり
まして、明後日の本会議で午前中にや
るといふようなことを、ここで正式に
速記に載せるといふことは却つてこれ
はいけないのではないかと、こう実は考
へるわけでありまして、恐らく岩木君
のお考えになつておられる通りに、社
会党も期待されてゐるといふことは、
先程の社会党の委員の御意見によつて

明らかだと思ひますので、そういう点
までもここで取決めるといふことはや
らないで置いた方がいいのではないかと
、こう私は思ふのであります。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたし
ます。只今の社会党の各位の御言明に
信頼し、只今鈴木君、竹中君から御発
言のありましたように、先程私がお諮
りいたしましたように決定することに
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小笠原三男君 その結論には異議
ありませんが、委員長の前段の「社会
党の各位に信頼し、」といふことは自
由党以下各党派の方々に信頼するとい
ふことになつて頂かないと、何かこつち
だけ強者になるやうでうまいと思ひま
す。(笑)

○委員長(岡本愛祐君) 岩木君御異議
が……

○岩木哲夫君 私は今の鈴木さんの言
うたような趣旨が完全に社会党の方に
了解を得てゐるならばそれは異議あり
ませんが、多少今の小笠原君の御意見
の裏には疑義を感じました。たか
ら、特に念を押すために言つてゐるの
です。

○中田吉雄君 い／＼疑義があるよ
うであります。私も地方議會を三年
間やつてゐまして、この法案に對しま
してい／＼賛否両論がありまして
も、とにかく七月中に結論をつけん
と、これは大変なことになるので、我
は是れが意味は毛頭ありませんか
ら、それは御信頼して結構だと思ひま
す。

○小笠原三男君 各会派を信頼し
て、委員長の方に……

○委員長(岡本愛祐君) それではもう
一度お諮りをいたします。だん／＼各
委員から御意見が出まして、大体私が
先程申上げた委員会の討論採決は明日
にお願いをする、本会議は明後日に地
方務法案を上程して頂く、こういうこ
とにこの委員会で皆さん本日御意見を
一致させたいと思ひます。御異議ござ
いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは……

○岩木哲夫君 異議あり。僕は責任上
異議がある。先程来の折衝の内容に多
少異議がある。委員長は多数決でやつ
たらいいでしょう。

○鈴木直人君 速記を……

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて
下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて
下さい。それでは多数の方々が私が先
程申しました事柄に御賛成でございま
すから多数を以て決定するといふこと
に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではそう
いふことに決定いたします。尚明日
は、午前十時から委員会を開きまし
て、御質疑をお願いいたします。それ
に呼ばます國務大臣は岡野國務大臣
外、文部大臣、大蔵大臣、これではよろし
うございせんか……。それでは、そう
いふことに今から手筈をいたしますが、今日
尚皆さんにお諮りいたしますが、今日
の公報に載つておりますように、飲食
営業臨時規整法の一部を改正する法律
案、これが本審査にかかつておりま
す。これは極く簡単なものであります
から、明日、時間を見て御審議をお願
いたします。

いいたいと思ひます。

○石川清一君 地方財政委員長も呼
び願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 地方財政委員
会の委員長ですね。それではそう取計
います。それでは、今日はこれで散會
することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは散會
いたします。

午後七時十九分散會
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩沢 忠泰君
高橋進太郎君
安井 謙君
小笠原三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
鈴木 直人君
西郷吉之助君
岩木 哲夫君
石川 清一君

委員 水産委員長 木下 辰雄君
農林委員長 岡田 宗司君
運輸委員長 佐々木鹿藏君
國務大臣 文部大臣 天野 貞祐君
國務大臣 岡野 清豪君

政府委員 地方自治 小野 哲君
政務次官

地方自治庁次長 鈴木 俊一君

地方自治庁
財政課長 奥野 誠亮君

文部省初等中
等教育局長 辻田 力君

文部省管理局長 久保田藤麿君